

第120回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

令和7年3月4日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大村 隼	2番	森脇 裕和
	3番	幸田 勝治	4番	高見 寛治
	5番	大内 将広	6番	金澤 孝良
	7番	児玉 雅善	8番	加古 原瑞樹
	9番	小林 裕和	10番	廣利 一志
	11番	岡本 義次	12番	山本 幹雄
	13番	平岡 きぬゑ	14番	千種 和英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
			総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	福 岡 康 浩	住 民 課 長	間 嶋 博 幸
	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	古 市 宏 和
	上 月 支 所 長	福 岡 真 一 郎	南 光 支 所 長	安 東 さ ゆ り
	三 日 月 支 所 長	横 本 宗 治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (1名)	教 育 長	浅 野 博 之		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期決定の件
- 日程第3. 行政報告について
- 日程第4. 施政方針について
- 日程第5. 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第6. 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度佐用町一般会計補正予算 第7号（令和7年1月20日専決第1号））
- 日程第7. 議案第1号 町有財産の無償貸付けについて（旧利神小学校跡地）
- 日程第8. 議案第2号 町有財産の無償貸付けについて（旧瓜生原邸）
- 日程第9. 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第10. 議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第11. 議案第5号 第4期佐用町教育振興基本計画の策定について
- 日程第12. 議案第6号 第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 日程第13. 議案第7号 工事請負契約の変更について（上月文化会館等解体撤去・周辺整備工事）
- 日程第14. 議案第8号 工事請負契約の変更について（南光文化センター大規模改造工事）
- 日程第15. 議案第9号 工事請負契約の変更について（味わいの里三日月改修工事（第2期・みそ加工所新設））
- 日程第16. 議案第10号 工事請負契約の変更について（味わいの里三日月改修工事（第2期・惣菜等加工所新設））
- 日程第17. 議案第11号 町道路線の変更について
- 日程第18. 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第19. 議案第13号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20. 議案第14号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21. 議案第15号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第22. 議案第16号 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23. 議案第17号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24. 議案第18号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第25. 議案第19号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第26. 議案第20号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27. 議案第21号 佐用町南光文化センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第28. 議案第22号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第29. 議案第23号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第30. 議案第24号 佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第31. 議案第25号 佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第32. 議案第26号 佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定について
- 日程第33. 議案第27号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第34. 議案第 28 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 8 号）について
日程第35. 議案第 29 号 令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第36. 議案第 30 号 令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第37. 議案第 31 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第38. 議案第 32 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 4 号）について
日程第39. 議案第 33 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 4 号）について
日程第40. 議案第 34 号 令和 7 年度佐用町一般会計予算案について
日程第41. 議案第 35 号 令和 7 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
日程第42. 議案第 36 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
日程第43. 議案第 37 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
日程第44. 議案第 38 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
日程第45. 議案第 39 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
日程第46. 議案第 40 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
日程第47. 議案第 41 号 令和 7 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
日程第48. 議案第 42 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について
日程第49. 議案第 43 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案について
日程第50. 同意 第 1 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第51. 特別委員会の設置及び委員定数について
日程第52. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
日程第53. 委員会付託について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開会

議長（千種和英君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、第 120 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席をいただき、ありがとうございます。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

3 月を迎えました。2 月末には、日中に暖かさを感じ、春の訪れを感じたかと思えば、再び寒波の襲来により、季節が冬に戻っております。本日も冷たい雨が降っております。もうしばらく三寒四温、寒暖を繰り返しながら春を迎えることと思います。

今定例会は、令和 7 年度の新年度における町行政の方針に重要な予算を特別委員会を設置して審議する等、大変重要な議会であります。議員各位、また、当局の皆さんにおかれましては、健康に留意されまして、本定例会に臨んでいただきますようお願いを申し上げます。

今期定例会において、本日付議されます案件は、報告 1 件を始め、専決処分の承認 1 件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定や条例改正などの議案 27 件、令和 6 年度各会計補正予算案 6 件、令和 7 年度各会計当初予算案 10 件、同意 1 件の計 46 件であります。

議員各位にはこれら諸案件につき、慎重審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会の挨拶とします。

町長の挨拶を受けたいと思います。

庵途町長。

町長（庵逄典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

今日は、こうして1日雨模様のようにございますけれども、3月に入りました。ここに来て、ようやく寒さも緩んできて、春先の天気変わってまいりました。

令和6年度、今年度も、あと1か月を切ったところでございますが、本日、開会いただきました定例会におきましては、来年度、令和7年度に向けた当初予算をはじめ、多くの議案を、提案を上程をさせていただいております。新年度に向けて、今、町としても、いろんな準備も進めているところでございますけれども、来年度、ちょうど、佐用町といたしましても、合併20年という大変大きな節目を迎える年でございます。そうした、新年度、来年度に向けた予算編成20年という節目の年ということも踏まえた予算編成をさせていただいておりますので、予算だけではなくて、多くの議案等上程させていただいておりますけれども、それぞれ慎重にご審議をいただきますように、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのお願いの御挨拶とさせていただきます。

議長（千種和英君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第120回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長及び各支所長であります。

なお、本日、浅野教育長より体調不良による欠席の届けが提出され、受理しておりますので報告しておきます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（千種和英君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。2番、森脇裕和議員。3番、幸田勝治議員。

以上の両議員にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（千種和英君） 続いて、日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月25日までの22日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（千種和英君） 続いて、日程第3、行政報告であります。行政報告がない旨連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

日程第4．施政方針について

議長（千種和英君） 続いて、日程第4、施政方針に入ります。
当局から施政方針について、説明を受けます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） 失礼します。

それでは、本3月定例会におきまして、令和7年度当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たり、まず、来年度における私の町政運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げさせていただきます。

我が佐用町は、令和7年10月1日で合併による新町発足から20周年を迎えるところでございます。

合併以来、私は「新町の一体感の醸成」「行財政改革の推進」「財政の健全化」の3本の柱を掲げ、町政運営に取り組んでまいりました。この間、平成21年の大災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、町として大きな試練にも直面をいたしました。町民の皆様と力を合わせ、ともに困難を乗り越えながら、まちづくりの礎（いしずえ）を築いてまいりました。こうした歴史を振り返り、この20年という節目の年に、なお町政運営を担わせていただけることに、大きな責任と深い感謝を感じております。引き続き、地域社会の変化に向き合い、町民の皆様が安全に安心して心豊かに暮らし続けていただけるように、安定した調整運営の道筋を求めて、これからも職員と共に全力で努力をしてまいります。

さて、現在の国内経済情勢に目を向けますと、コロナ禍による景気悪化から回復の兆しが見えつつある一方で、エネルギー価格の上昇や物価高騰が続き、実質賃金の減少など厳しい状況もございます。町といたしましては、これまでに低所得者世帯や子育て世帯への給付金をはじめ、学校給食費の物価高騰対策や水道料金の減免など、様々な支援策を迅速に講じてまいりました。さらに、令和6年度の国の補正予算成立を受けて、町といたしましても国と連携した予算編成を進め、町民の皆様の暮らしを守る施策を引き続き実施をしてまいります。

合併当初、人口約2万1,000人でスタートした佐用町は、現在約1万5,000人にまで減少しており、今後も人口減少が続くことは避けられない状況にございます。また、公共施設の老朽化が進む中、上下水道や道路橋梁、情報通信設備などのインフラの維持管理や更新が、財政に大きな負担を与えており、人口減少や高齢化という現実に向き合いながら、これからも人口が減っても一人一人が安心して心豊かに充実した生活を営むことができるまちという視点に立った縮充のまちづくりを進め、持続可能な町を築いていくことが私たちに課せられた重要な責務であると思っております。

この合併20周年という節目を機に、佐用町は新たなステージへと歩みを進めようとしております。町のさらなる飛躍のため、職員一丸となって不断の努力を積み重ねてまいります。議員各位ならびに町民の皆様には、変わらぬご理解とご協力を心よりお願いを申し上げます。

それでは、令和7年度の主な施策について、申し上げます。

まず、合併20周年記念事業でございます。

合併20周年記念事業につきましては、各担当課から事業立案を行い、新規事業並びに既存事業の上乗せを含め、28事業、関連事業費1,988万5,000円を予定をいたしております。20周年を単にお祝いするだけではなく、10年後のまちの未来を見据えた取組を展開してまいります。

具体的には、令和7年度には、フォーラムの開催などを通じて縮充の考え方を広く浸透させる事業を展開し、具体的な実践につなげてまいります。さらに、令和9年度からスタートする第3期総合計画の策定に向けて、町民の皆様とともに考えるワークショップを開催するなどして、縮充の理念を基盤とした今後のまちづくりを共に進めてまいりたいと考えております。

また、10月5日に合併20周年記念式典を開催いたします。これまで町政発展にご尽力いただきました方々、団体への感謝状の贈呈のほか、記念講演として、佐用町の歴史をテーマに大阪城天守閣の元館長、北川 央（きたがわ ひろし）さんに講演をしていただく予定でございます。

このほか、学校給食での記念メニューの提供、ひまわり祭りや日限地藏尊の花火大会での打ち上げ数の増発、記念コンサートやスポーツイベントなど、町民の皆様の記憶に残る1年となるよう、様々な行事やイベントを実施してまいります。

次に、活力ある農林業の振興でございます。

農業分野では、現在味わいの里三日月にみそ及び惣菜等加工所を新築しており、主力商品である「佐用もち大豆」を使用したみその増産体制が整います。また、令和7年度には、味わいの里三日月とふれあいの里上月の既存の加工所を除却いたします。味わいの里三日月では、跡地を駐車場として整備し、令和3年度から実施しております農産物直売所・加工所の整備事業がようやく全て完了をいたします。今後も、引き続き、特産品の販路拡大と大豆のブランド化、株式会社元気工房さよの経営安定化に注力してまいります。

林業分野では、森林環境譲与税を活用し、町有林化促進事業に1億円を確保しております。引き続き早生樹による早いサイクルで植栽から伐採までの造林を行う「短伐期施業」の実施によって、林業経営の安定化を図り、担い手育成や雇用の創出、さらには災害に強い森づくりを推進してまいります。

地籍調査事業は、11地区、約22平方キロを国に要望しており、航空レーザー測量等で境界を確定するリモートセンシングを活用して、進捗率の向上に努めてまいります。

次に、商工業・観光の振興でございますが、商工業分野では、商工会等関係団体と連携し、利子補給事業や各種補助金を活用して、小規模事業者の事業継続・継承に向けた支援や新規起業・創業支援などに取り組んでまいります。

観光分野では、平福の町並みや乃井野陣屋跡など本町の歴史的遺産が観光や地域振興につながるよう取り組んでまいります。

令和6年度に実施しております、道の駅宿場町ひらふくの改修は本年4月、平福地域の観光駐車場整備は本年6月の完了をそれぞれ目指しており、完成後には利神城跡を含めた観光拠点施設として、さらなる賑わいづくりに期待しているところでございます。令和7年度は、三日月陣屋館、橋の改修工事を予定しており、今後もこうした地域に残る貴重な文化財を観光資源として活用してまいります。

また、ひまわり祭りや、いなちくロングライドなど人気の各種イベントを継続して実施し、関係人口の増加を図ってまいります。

次に、教育対策・文化・生涯学習の振興についてでございますが、教育分野では、多様な学びの場を確保するため、中学校と小学校の実態に応じて不登校支援員を配置し、不登

校傾向の児童生徒に対する細やかな支援や不登校の未然防止、早期対応などにつなげてまいります。また、小中学校の教育用タブレット端末を更新して、デジタル教材などを活用しながら、引き続き ICT を活用した学びの充実も図ってまいります。

さらに、少子化に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、よりよい教育環境の中で子供たちが成長できるよう「佐用町立学校の在り方検討委員会」を設立し、小学校・中学校9年間の義務教育の在り方について、検討を行ってまいります。

学校給食につきましては、子供たちに安定的に給食が提供できるよう、老朽化した厨房機器を更新いたします。また、給食費の半額軽減に加え、急激な物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、引き続き保護者に新たな負担を求めることなく、町が食材費の一部を負担し、栄養バランスの取れた給食を維持してまいりたいと考えております。

利神城跡整備につきましては、令和7年度に整備基本計画を策定し、公有化に向けた取組を進めてまいります。上月城跡につきましては、令和5年度から実施しておりますプレ調査の成果を取りまとめ、次の整備計画へとつなげてまいります。

生涯学習分野では、文部科学省が進めるコミュニティスクールを開設し、学校と地域住民、保護者が一緒に子供たちの成長を地域全体で支える取組を進めてまいります。

スポーツ分野では、利用者が快適に利用し続けられるよう、老朽化が進む町民プールの長寿命化を図るため、大規模な改修工事を実施いたします。また、町民の体力向上や健康維持を目的として、マラソン大会などのイベントも開催し、スポーツの進行、啓発にも取り組んでまいります。

次に、健康と福祉・子育て支援の充実でございますが、高齢者福祉分野では、高齢者一人一人の状況に合わせた、よりきめ細やかな支援を行って、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを維持するため、令和6年度から実施しております、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組のほか、介護予防事業や地域包括ケアシステムの推進、日常生活の支援、外出支援サービスの継続などに取り組んでまいります。

2年に一度の町主催の敬老会につきましては、合併20周年記念事業として位置づけて、参加者の皆様に、より一層喜んでいただけるよう、充実したステージイベントを企画しております。また、遺族会との共催による戦没者追悼式を開催し、戦後80年という節目の年に、平和への誓いを新たにしております。

地域医療の分野では、在宅当番医制の運営委託や郡病院群輪番制の運営補助を実施し、救急診療に常時対応できる体制を維持いたします。

健康づくりの分野では、新たにインフルエンザワクチンの助成対象を高校3年生まで拡充し、予防事業の充実に取り組みます。

福祉の分野では、引き続き、ひきこもりの方々及びそのご家族への支援として、相談や交流会の開催、継続的な訪問支援に取り組んでまいります。また、居場所づくりにおいては、参加者と協力しながら通いやすい環境を整え、それぞれの方に応じた社会参加を促進してまいります。

子育て支援の分野では、学校給食と同様、物価高騰に対応するため、メガソーラー事業の収益金を活用して各保育園の給食費を充実させることで、引き続き質の高い給食を提供してまいります。このほか、3歳児以上及び2歳児以下の住民税非課税世帯、第2子以降の保育料無償化を継続するほか、紙おむつ等の無償提供やクーポンの支給など町独自の支援事業によって、子育て支援を充実させてまいります。

次に、住環境の整備と災害に強いまちづくりの推進でございますが、公共施設を含め、道路や上下水道などインフラの計画的な維持補修を進めてまいります。

道路維持につきましては、令和7年度から新たに森林環境譲与税を活用し、自然災害での倒木を未然に防止するため、幹線町道沿いの支障木を伐採する事業を開始いたします。

橋梁の耐震化につきましては、安全性及び機能性を確保するため、長寿命化計画に基づきまして補修、耐震補強工事を実施いたします。

上下水道施設の維持管理につきましては、水道分野では人工衛星を活用した広域漏水調査の結果を基に、詳細な現地調査を実施するとともに、水道管及び関連施設の更新を順次進めてまいります。また、下水道分野では、施設の統廃合や耐震化・耐水化事業を継続してまいります。

定住環境の整備につきましては、若者住宅新築応援金や町内定住就職奨励金などの助成事業を引き続き実施してまいります。また、空き家対策につきましては、合同会社佐用鹿青年部などと連携し、空き家の有効活用を図るとともに、老朽危険空き家への対応を強化するため、空き家対策協議会を設置いたします。

公共交通サービスの充実につきましては、さよさよサービスやコミュニティバスの運行、タクシー運賃助成を継続して、実施してまいります。

鉄道につきましては、今後とも住民生活に欠かすことができない重要なインフラであり、片道切符支給制度や大学生等通学定期券助成制度を継続しながら、姫新線、智頭線のさらなる利用促進に取り組んでまいります。

災害に強いまちづくりの推進につきましては、住宅の建て替えや耐震改修、耐震シェルター等の設置費用を助成するとともに、防災訓練や防災資機材の購入補助のほか、出前講座や各学校に対する防災教育を支援してまいります。また、佐用消防署を改修し、施設の長寿命化によって安全性の確保と機能強化を図ってまいります。

次に、自治体 **DX** の推進をはじめとするデジタル化施策の推進についてでございますが、令和7年度末までの住民記録、税、福祉など基幹18業務のシステム標準化と、国のガバメントクラウドへの業務データの移行に向けて、ネットワーク整備やクラウド環境の構築、設定など順次必要な作業を進めてまいります。

また、公開型統合GISを導入し、従来の個別システムの統合化と、町が保有する地図データの一部をインターネットで、どなたでも閲覧し、利用可能な環境を整備し、防災・減災対策や観光誘致、産業振興、研究開発など幅広い分野での活用を見込んでおります。

さらには、日常生活でキャッシュレス決済が普及する中、住民課などの窓口におきまして、各種証明・閲覧手数料などの支払手続にキャッシュレス決済を導入いたします。

情報発信につきましては、町民に豊富な行政情報を提供するため、防災行政無線や広報さよう、佐用チャンネルのほか、SNSを積極的に活用しながら、充実した広報広聴活動に取り組んでまいります。

次に、行財政基盤の強化でございますが、職員定数の適正化につきましては、人件費の増加に対応しながら、第4次定員適正化計画に基づき、適正な配置を進めてまいります。

行財政改革につきましては、令和7年度が第4次行財政改革大綱に基づく計画期間の最終年度となります。引き続き、個別実施計画に基づき推進を図るとともに、令和8年度から始まる第5次行財政改革大綱を策定してまいります。

財源の確保につきましては、合併特例債終了を受け、新たな財源の確保や既存事業の見直しを進めておりますが、物価高騰の影響や人件費の増加などによりまして、令和7年度当初予算では財政調整基金を1億7,400万円繰り入れる、非常に厳しい予算編成となっております。今後も、新たな施策を推進するための財源を確保するため、事業の効率化、見直し、さらなる財源確保に努めてまいります。

最後に、環境対策でございます。

脱炭素社会及び循環型社会の形成に向けた取り組みにつきましては、地球温暖化による気候変動への対応として、国全体の目標達成に貢献できるよう、町といたしましても着実に進めていく必要がございます。令和7年度は、地球温暖化対策実行計画を作成すると

もに、温室効果ガス排出量の削減を目指し、小中学校の照明設備の LED 化を実施いたします。

また、SDGs の理念を踏まえ、持続可能なまちづくりを推進するとともに、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取組についても検討を進めてまいります。

以上のような方針に基づきまして編成いたしました、令和 7 年度当初予算は、一般会計 130 億 273 万円。特別会計、7 会計合計で 56 億 8,894 万円。簡易水道事業会計 16 億 2,418 万円。下水道事業会計 21 億 9,574 万円。この会計全会計合計で 225 億 1,159 万円でございます。前年度から、令和 7 年度は 9 億 6,330 万円の減となっております。

以上をもちまして、令和 7 年度の施政方針と当初予算の主な施策についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明は終わりました。

議長（千種和英君） この際、お諮りしますが、議案書は予定案件として前もって、タブレット等により配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

日程第 5．報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

議長（千種和英君） それでは日程第 5、報告第 1 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）に関し、町長より報告があります。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 1 号、専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、上月第 8 分団の消防車両が、分団の車庫のシャッターに接触して一部を損傷したことにより、町に国家賠償法に基づく損害賠償責任が生じたため、相手方との賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、令和 7 年 1 月 18 日午前 7 時 25 分頃、大酒集落内にある上月第 8 分団の車庫におきまして、定期点検のために団員が車庫から車両を出す際、シャッターが完全に上がっていなかったため、消防車両の後方上部の突起部分がシャッターに接触してしまい、シャッターの一部が損傷したものでございます。

町といたしましては、国家賠償法第 1 条に規定する損害賠償責任を認め、車庫の修理費 18 万 7,561 円を支払う内容で、2 月 3 日に地方自治法第 180 条第 1 項、及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしたところでございます。

以上、ご報告といたします。

議長（千種和英君） 以上で町長の報告は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

日程第 6．承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度佐用町一般会計補正
予算 第 7 号（令和 7 年 1 月 20 日専決第 1 号））

議長（千種和英君） 続いて、日程第 6、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることにつ
いて、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算（第 7 号）、令和 7 年 1 月 20 日、専決第 1 号を
議題とします。

承認第 1 号について、当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第 1 号、専決処分の承
認を求めることについて、提案説明を申し上げます。

本件は、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算（第 7 号）でございますが、歳入歳出予算
の総額に 8,150 万 1,000 円を追加し、総額を 150 億 3,220 万円に改めるものでございます。

補正内容は、物価高騰が続く中、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援を行う
ため、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 3 万円に加え、18 歳以下の子供 1 人当
たり 2 万円を加算する給付金を給付するため、緊急を要する事業として追加をしたもので
ございます。

まず、歳入からご説明させていただきますが、国庫支出金につきましては、国庫補助金
8,150 万 1,000 円の増額で、地方創生臨時交付金を追加計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、総務管理費 8,150 万 1,000 円の増
額で、給付金事業に係る関連経費を追加計上したものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより承認第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7．議案第1号 町有財産の無償貸付けについて（旧利神小学校跡地）

議長（千種和英君） 続いて、日程第7、議案第1号、町有財産の無償貸付けについて（旧利神小学校跡地）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第1号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

利神小学校跡地につきましては、令和5年10月1日から株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーと無償貸付契約を締結し、土地や校舎等、体育館の屋根部分及びグラウンドの一部を利活用をいただいているところでございますが、このたび、屋外での露地栽培に活用するため、グラウンドの利活用範囲の追加の申出がございましたので、その貸付面積の変更について提案するものでございます。

現在、無償貸付契約しておりますグラウンドの位置及び面積は、小学校プールに面したグラウンド南側の1,633平方メートルでございます。

追加する位置につきましては、グラウンド東側の1,000平方メートル部分で、追加後の合計グラウンド貸付面積は2,633平方メートルとなります。

当該グラウンドにつきましては、年間を通して利用者が極めて少ない状況であることから、貸付面積を増やすことで、学校跡地をより有効に利活用いただけるものと判断するものでございます。

変更後の貸し付け物件は、鉄筋コンクリート造2階建て床面積2,799.4平方メートルの校舎、コンクリートブロック造平家建床面積5.7平方メートルのプロパン庫及び底地2,569平方メートル、鉄筋コンクリート造2階建て床面積1,183平方メートルの体育館の屋根部分及びグラウンド2,633平方メートルというふうになります。

貸付期間につきましては、令和5年9月議会において、5年間の無償貸付けについて議決をいただいております、これを引き継ぐ形で、令和10年9月末までとなっております。

以上、説明申し上げました内容につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 10 番、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 全協でもご説明をいただいておりますけれども、まず、今回のこのグラウンド増えるところで、栽培面積、植栽面積としては、大体、どれぐらいをカバーできる形になるのか。

それと、もう 1 つは、他地域、佐用町だけじゃなくて、他地域へ苗を送るということのことも考えてのものなのか、そのあたりをお示してください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

先ほど、おっしゃられた、今回、お願いします 1,000 平方メートルの追加の貸付けの部分にかかります苗の本数ですけれども、1,000 平米を土地として、さらに貸し付けていただいて、そこで露地栽培による育苗を行おうとしておるところでございまして、大体 3 万本から 4 万本あたりを育苗できるというふうに考えております。それを面積に直しますと、それこそ植栽密度によって植栽面積変わってまいります、今、1 ヘクタール当たり 2,500 本で想定をしておりますので、10 ヘクタールちょっとの植栽面積が賄えるという内容になってございます。

それと、佐用町以外の苗木の提供でございまして、現在、ジャパンインベストメントアドバイザーさんが佐用町以外にも実証実験でされております。そこへの苗の供給として、今、具体的に本数が決まっているわけではないというふうには聞いてございますけれども、もちろん、そちら、そういった地区への提供も前提として育苗を努めるということでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 10 番、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 品種名については、聞きませんが、トータルとして、今、植えられている分の品種数ですね、それから、今回、この増えるところで、どの程度の品種。だから、トータル、それで、大体どれぐらいを考えているのかということと、問題になりました、その鹿食害、鹿の食害についてですけれども、基本的には、この鹿の食害のない品種と、これから植えるであろう品種については、鹿の食害のない品種という考え方なんでしょうか。いかがでしょう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

まず、今、植えておる品種数ということでございますけども、これまでもご報告させていただいたと思いますが、全部で14品種ございます。

今後、育苗していこうと取り組んでおりますのが、これまでは2品種を栽培していましたが、昨年の秋に、さらに3品種を追加しまして、今、5品種育苗をしております。

今後ですけども、今時点で、14品種を植えておる中で、議員おっしゃられたとおり、食害に強かったり、佐用の気候的な環境に適した樹種を選定いたしまして、その中で、佐用町で生育できる見込みのある樹種を、当然、育苗のほうに努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 全体計画が示されてないというふうに思うんですけども、こうやって、順次、例えば、苗の植栽の面積を、順次増やしていくとか、トータルどれほどの苗の確保というようなことをするのかということは、今は示されない。そういう全体計画があるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 全体計画が示されないという、示されないのが、私は、今できないというのは当然だと思うんです。これ試験的にやりながら、そういう研究をし、さらに、今、実証的に植えると、こういう状況を継続しながら、徐々に、そうした安定した植栽につなげていこうという取組をしているわけですから、今の段階で、いついつまでに何本植えて、何を、どんな品種をどうするんだということが分からないのが当然だと思います。

それと、今回の新しく広げて、貸付けをするところについては、課長からも、当然、説明は、前にしたと思いますけれども、これまで、早く育成をし、安定してやろうということで、ああして、ハウスをつくって、ハウスの中で栽培をした。そうすると、昨年の、あれだけの猛暑、気温の中で、やっぱり、なかなか、そういう気温が非常に高くなりすぎて、かなり枯れたとか、障害が出たわけですね。ですから、その増えた分だけ、たくさん増やすという考え方ではなくて、時期によっては、ハウスから外に出して、そうした高温対策をしながら育成をしていこうということで、その土地の新たなグラウンドのところを使わせてほしいという、そういう申出を受けているわけです。

ですから、今のところ、まだ、全体で3万本、4万本ということ、今、しておりますけれども、実際に、それを毎年、それぐらい安定して育成を、苗をつくっていこうとした時に、どうしても、気候に合わせて、天候に合わせた形をつくらないかんということで、これも実際やってみて、そういう結果が出た中での計画ですから、そのへんは、十分理解をしていただきたいというふうに思います。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 6 番、金澤孝良議員。

6 番（金澤孝良君） 今、町長の説明で、よく分かったんですけれども、新しいところで、何本植える言いよったんかいな。2 万本ぐらいですか、植えられるので 2 万 5,000 本ほど。それ、もう品種が確定したということで、理解させてもろて、それをつくっていくということなんでしょうか。今まで実証実験された中で。それも実証実験の中で含まれた 2 万 5,000 本なのか、そこらあたり、ちょっと、教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

先ほど、町長が申しましたとおり、現時点で、実験の段階でございますので、今のところ、ここ 2 年弱の実験期間の結果を踏まえて、有力であろうとするものを苗をつくって、これから山に植えていこうとするものでございますので、幾ら早生樹といえども、そんな、すぐすぐ結果が出るわけではございません。やっぱり数年は、その成果の確認のためには必要だというふうには思っておりますので、今時点で確定したものではなくって、有力であろうとするものを、苗をつくって、山に植えて、生育を確認した上で、だんだんと品種が絞り込まれていく。これから、つくろうとする苗と、実際、違う品種のほうがいいという結果になる可能性もございますので、今時点では、何とも申し上げられませんが、とにかく、今、今までの経験を踏まえて、有力であろうとするものに取り組もうとしているところでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 1 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 1 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議長（千種和英君） 続いて、日程第 8、議案第 2 号、町有財産の無償貸付けについて（旧瓜生原邸）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 2 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

町が所有する「旧瓜生原邸」につきましては、令和 2 年 4 月 1 日に、町と平福文化と観光の会において 5 年間の無償貸付契約を締結し、平福交流推進施設及び観光拠点施設「お休み処瓜生原」として有効活用をしていただいておりますが、令和 7 年 3 月 31 日に期間満了を迎えます。

兵庫県の景観形成重要建造物である旧瓜生原邸は文化 7 年、1810 年に建築され、約 300 年前の享保年間初期に鋳物師「吹屋」として創業し、昭和初期まで営まれておりました。

建物のつくりは、平入切妻の屋根で越屋根の煙出し、千本格子戸、潜り戸などを備え、歴史的・文化的価値を有し、地域の景観や文化の継承に寄与する重要な建造物となっております。

今後、道の駅宿場町ひらふくのリニューアルオープンや利神城跡の整備が予定される中で、地域振興策や観光施策とともに連携をして進めていく上で観光資源でもある旧瓜生原邸も活用しつつ地域全体の魅力向上に向けた取組を進める上でも「平福文化と観光の会」に貸付けを行い、引き続き「お休み処瓜生原」として有効活用を図ると共に、同施設の維持管理を担っていただくため、令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間の無償貸付契約を締結しようとするものでございます。

貸付財産は、土地 409.33 平方メートル、建物は、木造 2 階建て床面積 193.38 平方メートルの居宅、木造平屋建て床面積 29.75 平方メートルの居宅及び木造平屋建て床面積 42.97 平方メートルの物置、木造平屋建て床面積 12.39 平方メートルの物置、木造 2 階建て床面積 52.88 平方メートルの倉庫の計 5 棟、延べ床面積 331.37 平方メートルで、所在地は佐用町平福 439 番地 1 で、旧瓜生原邸に係る土地及び建物を貸付けを行うものでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 私も 3 回ほどおそば食べさせてもらいに行きましたけれど、年間通じて、入込客というのは、どのような状態なのか、状況なんでしょうか。そこらへん分かったら教えてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

令和5年度の実績でございますけども、年間の来客者数 5,850 名来客していただいております。

そのうち、飲食店をご利用された方、4,425 人という形で実績のほう報告いただいております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 10 番、廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 今、課長、令和5年度のお客様の状況、5,850 人でしたか、それから、飲食のほうが 4,400 人。もう少し詳しく、そばの飲食、それから、開業時からどれだけ減っているかと、それは数値、今、出せますでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

そばの数、数量でございますけども、その数量については、今、ちょっと、手持ちで把握できておりません。

それから、来客数でございますけども、そちらの数値につきましては、平成27年から瓜生原していただいておりますけども、平成27年の、これ年度ではございません。年でございますけども、平成27年で来客数の総数が1万1,550名。そのうち飲食店ご利用された方、6,680名でございます。

平成27年、平成28年につきましては、来客数が1万1,000人台。それから、飲食店が6,600人台。それから、5,700という数字でございます。

それから、コロナ前の平成31年、令和元年度でございますけれども、来客数9,055名、そのうち、飲食利用者4,825名という形でございます。

昨年、令和5年度については、5,800人台という数字でございますけども、この令和6年度の実績については、3,000弱という飲食店の利用者ということで、少し減っているというような状況でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 問題は、結局、その、そば処というふうに銘打って、オープンをし

てしているわけですが、それを目当てに遠方からも見えていた。あるいは、見えている方もあったと、先ほどの来客数、ちょっと、私、細かく筆記できなかったんですけども、増え続けているわけではなくて、減り続けていると。状況がね。

私は、これ何とかしないといけないという視点から、ちょっと、話をしているんですけども、町長が、施政方針でも言われたように、これはもう、まさに利神城の下にある、宿場町の中にあって、観光資源、拠点であり続けなければいけないと。そういう中で、先ほど、ちょっと、これ来客数は半減どころではないと。それから、飲食のところについても、これは、私は、ちょっと、そばのところが問題というか、何とかしないといけないというふうに思いますので、この数字が出ていないので、後ほど、ちょっと、どういう状況かというのを教えてほしいんですけども。

だから、対策を、これ、平福文化と観光の会というのが、そもそも契約の相手先ですけども、実は、ふくちゃんというグループが実際に担っていただいているんですけども、女性が大半で男性が1人という形なんですけども、そのあたり、その先ほど言いました、来客数が激減、当初からずるとしている。

あるいは、そばを目当てに来られていても店が開いていなくて、食べれない。あるいは、ですから、そば目当ての方の対応ができていないというようなことの対応と、それから、契約の相手先の文化と観光の会とは、どういう協議をされてきましたか。お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員、実際、ご存じないのかもしれませんが、この経営を実際、担っていただいております、そのグループ、以前から活動をして、一緒に、ずっと、瓜生原で、そばを提供するという、ああいう施設の運営を文化と観光の会という、これは1つの平福全体の中での組織です。その中で、実際に、この営業、運営を担っていただいているグループの中心の方が、非常に大きな病気をされました。そのことはご存じないのでしょうか。

10 番（廣利一志君） よく知っていますから、それで聞いている。

町長（庵途典章君） いや、だから、だから、そういう方が、一生懸命やっていたいているんですよ。だから、自分も、入院されたり、病気の何とか快復を努めながら、今、この運営、店が、体の調子が回復、少し、元気になって、実際にお店を開けてということもあって、開けたり閉めたりということが続いております。

ただ、私たちは、今、そういう状態で、その方が、最初から一生懸命やっていたいていおりますので、ですから、それを、じゃあ、ほかの人が変わってと、誰かということは、今の段階では、そういう意思を持って、一生懸命取り組んでいただいているわけですから、それは、見守って、応援をしているという状況です。

ですから、このお店の、昨年、多分、私も行っても閉まっていることが多かったです。

聞いてみると、長期間、ちょっと、そういう病院での入院というのも重なっております。ですから、そのへんは、状況を見ながら、本人、その方が、どうしても続けられないということになってくれば、これは、今先ほどのように、ここは、やはり平福の町並みの1つの、ああいう景観を含めた中心になる場所でもありますので、ここは、当然、もともとの契約であります、契約していただいております中心になる平福文化と観光の会、その

皆さん方とも相談をし、そういう経営を、今後どうしていくかということ、また、十分検討して、継続していくという努力は、当然、担当のほうも考えております。

ただ、今の段階で、それをどうするんだということまで、回答することはできない。そういう状況ということ、廣利議員も、今、ご存じだということであれば、これはご理解をいただきたいと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 私も、その方と面談もさせていただきました。

第一声言われたのは、町長と約束したから、10 年は意地でもやると。

しかし、どなたが見ても、そんな体調ではないと。

で、先ほど、ちょっと、厳しい言い方だったかも知れませんが、私は、拠点施設として守っていくという姿勢が見守って応援しているという言い方で、何の相談もされていないというところが、やっぱり問題なのではないかなと。

だから、やっぱり、これは、それこそ縮充のまちと、標榜しながら、充のところには、全然関心を示されてないと。見守って、応援していると。だけなわけです。

その本当に体調の悪い方に、休まずにやってくれという形を、これは酷です。

そしたら、それを、ぜひ契約の相手先である文化と観光の会の皆さんと、どんな協議をされて、開けられない時にはどうするという形を商工観光として、やっぱり寄り添う姿勢が、あまりにもなさすぎるのではないかなと、そんなふうに思うんですが。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 誰が見ても、できる状態じゃないというようなことを、私たちが、一生懸命、病気と闘って、やっぱり、こういう施設を何とか頑張ろうという方にですよ。言えますか。

少なくとも、本人がやろうという気持ちを持っていたらいい。そりゃ、私と約束をした。当時、自分も、年齢的にも、当然、そんなに若くない、私と同年代です。そういう中で、自分がここ、グループの中心となって、頑張っただけを、そばを打ってやりたいと、一生懸命こだわってやってくれました。

だから、それは、10 年ぐらいは頑張りたいということは、それは、言っていましたよ。

ただ、自分の体がね、それを続けることができないということであれば、当然、自分のほうから、それは言われますよ。

でも、それを意地でもというようなね、できないのにやるんだと、いや、それを、ただ、私は応援しておるんだというような言い方は、本当に病と闘ったり、今、一生懸命やっておられる方に対して、非常に、私は、失礼な言い方ではないかと思えます。

当然、今後、これは町の施設でもあります。これを維持継続していくためには、引き継いで、誰がやっていくのかということも考えなきゃいけない。そのことは、頭にもありますし、当然、そのことに対しては、取り組んでいかなきゃいけないと思っておりますよ。

でも、今の段階で、中心にやってくれた方も、まだ、やろうという気持ちを持ってやっ

ておられるわけですから、それは、その間は見守っていくしかないんじゃないですか。

議長（千種和英君） ほかに質疑は。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 3 回何ですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 現状の中で、やり取りがね、感傷的になるようなところで、ちょっと、聞くのがどうかなと思ったんですけど、議会には 5 年ごとに議決案件として上がってきます。

10 年間の無償貸付けということで、町の財産の無償貸付け、契約相手方とするということで、5 年ごとに議決をするという経過があります。

今回、上がっている案件は、先ほどの説明からすると、10 年経過して、これから、さらに 5 年間ということになるかと思えます。

ほかの施設も学校跡地活用でされておりますので、そこらへんの契約というか、10 年間の無償貸付けという条件で貸付けされておりますので、他との、ほかのところとの兼ね合いもあるので、町の関係では、今のやり取りからいくと、その借りている方の状況に合わせて、その都度、町の判断がされるというふうな理解なんではないでしょうか。理解したら、どうなのかなと、ちょっと、そこが契約ということもあるので、以前、委員会でも議論になったところがありますから、その考え方を示してください。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） こうした施設の、あと活用の中で、そうした、いろいろな団体、個人の方にも貸付けを行う。それは、当初、貸し付ける時には、当然、期限というものを切ります。それが、基本的には 10 年、そして、5 年ごとに見直ししながら延長して 10 年という 1 つの期限を切っているわけです。

ただ、そうした貸付けを行ったとしても、それは、やはり借りる側、運営する側の方に、いろんなことが起きます。先ほどのように、病気が起きたり、経営ができなくなって、もう運営ができないという場合もあります。

だから、それは、その時に、途中で期限が来ていなくても、その契約は、その申出によって、それは破棄されるという状況にもなる。新たな方に貸し付けるという、利用をお願いするという、また、町としては取組も、当然するわけですから、5 年、5 年で、きちっと、5 年間あるから、ほな 5 年間、また、10 年でどうするのかというわけではない。

ただ、10 年たって、1 つのまた、言えば、無償貸付け終わって、じゃあ、その経営状態、今のその時の状況を見て、さらに、その施設を運営していただくに当たっての、それを有料にさせていただくのか、また、引き続いて無料にしていくのか、それは、その建物の活用、利用状況、運営状況、そういうものを勘案して、それは、検討していかなければなら

ないというわけです。

ただ、10年あるから、ほんなら10年完全に10年までというわけではない。それは、例えば、幕山のほうの施設なんかにしても、途中で、貸付けをしたけれども、もう運営ができないからということで返還という形にもなりました。そういうこともあり得ることは当然だと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 借り手のほうとの契約内容で、そういう一文が入っておるんやね。契約に当たって、10年間という無償貸付けだけれども、その契約が終わった時点で、経営状況であるとか、そういった状況に応じて判断を町はしていきますというような文面が入っているのかどうか、確認したいんですけど。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） その文面のことは、私、承知しておりませんが、まず、基本的なことから申し上げたいと思います。

先ほど、平岡議員がおっしゃった、無償貸付けの10年間というのは、平成27年頃だろうと思いますが、小学校とか、保育園等の跡地を貸し付ける際、公募する際に、やはり、5年というスパンでは、貸付けを受けたい企業が安心して投資もできないということで、やはり1つ10年という期間は最低でも必要だろうということで、10年間という形の公募をしたわけです。

ただ、当時の佐用町の財務規則では、建物については、5年というのが1つのルールでございました。ですので、5年間で一旦区切って、議会の議決は、この5年でいただいて、ただ、町としては、問題がない限りは、もう一度、5年間、議会のほうに説明をして、お願いをして、議案として通して、10年間は無償でという形でいかがでしょうかという形で、公募をさせていただいたわけです。

で、その後、ほかのいろんな貸付けの案件等もございまして、例えば、1つ例を挙げますと、平福の木村酒造の跡の酒蔵の底地、あそこの建物の酒蔵は、現在、かのねさんが多額の経費を投入して改修をされておられますけれども、その際に、5年や10年で数千万円の投資をするというのは、やはり1企業としては難しいだろうということで、それよりも、もっと前ですけども、財務規則で、建物については、20年間という貸付期間に改正をしております。

同じく土地も20年間であったと思いますので、土地に合わせて20年という形に改正をさせていただきましたので、ルール上は、今、最大で20年間、当然、議会の議決、公共的団体でないところには、議会の議決が要りますけれども、それで20年間という期間は設けることはできますが、先ほど、町長が申し上げましたとおり、物件というか、案件ごとに、やはり、相手方の状況とかも見たり、物件の性格を見たりして、個々に、そういう期間というのは定めていきたいということでございます。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、皆様のやり取りを聞かせてもらっておりましたら、その方が体調が悪くて入退院繰り返されて、休養の時のほうが多いということをお聞きしたわけなんですけれど、そしたら、その人を助ける、補佐する人を役場でも課長が休んだら、室長がやるとか、会社関係でも、そのように、補佐する人が要るわけでございますので、その人が休んだ場合、その補佐をする人が店を開けて、やっぱり、やっていくと。店を閉めておる場合は、やっぱり、お客さんも、当然、行っても閉まっておった、ほな、食べられなかったというような状態でございますので、そういうふうなところは、その補佐する人を、やっぱりつくっていなかったということが問題だろうと思うんですけれど、そこらへん、商工観光課長として、どのように思いますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

瓜生原につきましては、そばを手打ちという形で打っていただいております。

先ほどの食数の、ちょっと、お話もありましたけども、今、限定 20 食。限定というふうな形で、毎日、そばを打っておられます。体調等ございますので、そのあたりについては、体調を見ながらということで、通常は 20 食。

ただ、当然、誰でも打てるわけではございませんので、なかなか、代理の者が、別の職員が、そばを手打ちで打つというのは、現時点では、ちょっと、難しいかなと思っております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） いや、そりゃ、やっぱり、その人が体調悪くて、店を閉めておくということであれば、第 2 の、そういう補佐する人に、やはりそばの打つのを、やはりやらせて、やっぱり、そういうふうな、店を開けるような状態にしておかんと、今まで、増えていったんかどうかいうことを聞いた時にも、やっぱり、どんどん減ってきてよるということであれば、当然、そうなると思いますけれど、そこは、やっぱり、そういう補佐をつくって、その人もそばも打てるようにして、そして、助けるというやつができていないところに問題があるんじゃないかと思いますが、どがいですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

そばの打ち方なんですけども、当然、かなりの年数、経験が必要でございますので、当然、中途半端なそばを打って、提供するという事は、店の信頼にも関わります。

ただ、当然、補佐ですね、もう1名いればいいんですけれども、そのあたりは、なかなか、今、できる範囲では難しいかなと思っております。以上でございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） いや、それな、そんなこと言いよったら、いつまでもあけへんがな。

やっぱり、そういうやつを、ほな三日月でもそば打ってしよるけれど、やっぱり、その人がおらんんだら出せんということじゃなくって、そういう人を2人、3人でもつくっておかんとあかんということ言うとなや。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 瓜生原はね、私らも、あの施設というのは、その運営、そのそばだけじゃなくって、瓜生原のあの建物が皆さんに見ていただいたり、平福を代表するような、そういう造りになって、1つの景観を維持すると、そういうところを、誰が、ほんなら、そこに職員を置いて、それを管理したり、そういうことをするだけは、なかなかできないので、これを、そばを打って、そこも管理も含めて、見てもらおうと、利用してもらおうということが1つの、あそこ、今、そば処ということにした経緯です。

そういう中で、経営的にも、当然、施設運営そのものは、何とか、出た日数、皆さんのグループで、皆さんが出ただけの賃金で運営はしていただいて、売上等で運営をしていただいております。だから、非常に、規模の小さなものなんですよ。

ですから、そりゃ、三日月は、ああして大きな施設として、そばを打つ人を、何人も、ある程度そろえて、それはそれで、運営できるようには、当然、してもらっていますけども、この瓜生原については、当初から、そういう考え方で、小さな規模で、あそこを、グループの方が運営をするということを1つの前提として、平福文化と観光の会とも話をして貸し付けております。ですから、なかなか、そうした人に賃金を払って、そりゃ、赤字でも経営をするというわけにも、だったら、また、町も、それだけ赤字分を補填しなきゃいけないとかいうことが出てきますからね、ですから、そのへんは、当初、自分でやれる範囲で、グループだけでやれる範囲でという運営の中でやっているわけですから、なかなか、そういうことまではできなかったという状況です。

ただ、当然、誰も、健康的なこととか、年齢的なこともあります。いつまでも自分ができないというのは、それは、自分でも分かっておられると思います。そういう中で、今後、あれを、どういうふうに、継続していくか、そのへんは、当然また、今後、今、できるだけ状況を見て、早期に話を、計画をしていかなきゃいけない。考えていかなきゃいけない課題だということは、それは十分、私たちも分かっておりますけれども、今、中心になった、その方も、もう少し、私は、自分で一生懸命やってみたいという思いで、まあまあ、まだ、こうして引き続いて継続するということでの、今、意思がありますからね、それは、私たちとしては、地域の施設、地域の活動するグループですから、そういうグループをお願いをするということと同時に、できることは、こうして応援するという考え方で、今の段階

ではいるということをご理解いただきたいと思います。

議長（千種和英君） ほかにありますか。

〔大村君 挙手〕

議長（千種和英君） 大村 隼議員。

1 番（大村 隼君） 第 65 回の会議ですね、平成 27 年の時の会議録を、ちょっと、見させていただいたんですけれども、1 日目、5 日目、付託案件だったので、5 日目ということで、両方見ても、10 年の期限に関しては、書かれて、話されていなかったようだったので、確認なんですけども、先ほど、副町長の答弁にもありましたけれども、小中学校、保育園の跡地活用の公募の際に、基本の 10 年のような話が出たというような話があったんですが、この貸付けの時点では、10 年でという話はなされていなかったということなんでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 先ほど、平岡議員にもお答えしたとおり、皆さんも、非常に 10 年間無償貸付けというイメージが非常に強いと思うんですけれども、これは学校等の跡地の公募の際に提示をした条件であって、この瓜生原に限らずですけれども、ほかで無償貸付けをしている案件で、必ずしも 10 年間で無償を切りますというようなことを約束しているわけではございませんので、今回の瓜生原の件についても、ここについては、10 年間たったから有償にしますとか、そういうことを申し上げたことはないというふうに認識をしております。以上です。

議長（千種和英君） ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 町長の答弁、私の質問に答えておられませんので、再度、その質問に答えていただきたい。

私は、その体調の悪い方に引き続き、前に出て、店に出て働き続けてほしいということをおっしゃっております。

思いは、10 年間、やっぱり何とか頑張ると。あまりにも過酷な状況の中で、そんなふうに言われているのは辛いです。

そうすると、先ほど、岡本議員も言っていたように、補佐する方というのを、これは受託先は文化と観光の会ですから、そこの皆さんと、どう協議されたのかという話をしていたんです。だから、施政方針でも観光の拠点で見守っていくという形だけでは、その方も何とかお客様が開業当初のように、にぎわいがある状態にしている状況が一番待ってられる状況だと。

だから、もう一度、お聞きしますけれども、この受託先含めて、協議を商工観光は、どんなふうに、例えば、去年、今年だけで構いませんけれども、されてきたのか。文化と観光の会の皆さんは、実は、いろんなアイデアを持っておられます。その話を聞かれたのか。その点、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 廣利議員の問いに答えてないと言われているんですけども、私は、ここ中心でやっていただいている方に、強制的に無理に、この運営を続けてくださいというようなことを言ったことはありません。それは。

当然、その一生懸命、ここの平福のことを思い、地元の人ですからね、何とか、自分の思いでできるだけ頑張ってやろうという気持ちで、ここ1、2年も、そういう病気を発症しながらも、役場にも来ておられて、できるだけ頑張るということを言われているわけですから、本人が自主的にね、ですから、それは、その間というのは、店を開ける時が、ある程度減っても、また、そういうことで体調元気にして、やっていただいて、そういうところは見守るしかない部分があると思うんですよ。

だから、その後について、具体的に、本人がそういう状況の中で、今の段階で、じゃあ後、誰にやっていただくとか、どういうものにするとか、そういう話まではね、これは、私は、なかなか人間的にできないと、私は、そう思っておりますから。はい。

議長（千種和英君） ちょっと、待ってください。

先ほどの廣利議員の質疑に対して、協議があったかなかったのか、諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

体調が悪いというふうな中で、当然、瓜生原の方からは、当然、こちらのほうも相談を受けて、今後について、どうしたらいいかという、当然、悩み等もございましたので、相談を受けております。

今回、5年間の、また、無償貸付けの延長をするに当たりまして、平福文化と観光の会、相談もこちらのほうかけております。正式な協議というか会議といった部分まではしておりませんが、直接、何回かお会いして、今後についてお話をさせていただいて、当然、瓜生原のほうが続いて、できる範囲でやりたいというふうなことを平福文化と観光の会の方も聞いておられますので、そういった形で、その分については、尊重というか、されたということでございますので、引き続き、こういった形の無償貸付けの提案のほうをさせていただいております。以上でございます。

議長（千種和英君） 質問も3回を超えているんですけども、

10番（廣利一志君） 休憩してからは、今のが先ほどの1回目、これ2回目です。

議長（千種和英君） 同一案件に対しての3回と規則では決まっているんですけども。
なかったのだ。

10番（廣利一志君） 休憩する前に3回して、

議長（千種和英君） はい、同一項目、同一の

10 番（廣利一志君） だから、答弁がないから…

議長（千種和英君） 会議規則第 52 条に、

10 番（廣利一志君） 答弁がちゃんとないから…

議長（千種和英君） はい、本件に関する質疑は 3 回と…

10 番（廣利一志君） だから、答弁がきちっとしていないからですよ。

議長（千種和英君） 今、していただきました。

10 番（廣利一志君） いや、だから、その協議は正式な協議ではないと。なら、何の協議だったんですか。文化と観光の会の方とは、どういう話をされたんですか。答弁ないでしょう。

議長（千種和英君） そしたら、これ最後の答弁、お願いします。
はい、これ最後の答弁でお願いします。

10 番（廣利一志君） 最後って、きちっと答弁がなかったら、聞かざるを得ないでしょう。何で最後なんですか。

議長（千種和英君） よろしいですか。

10 番（廣利一志君） 答弁がないまま終わるんですか。

議長（千種和英君） 先ほど、答弁をしていただきましたよね。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 答弁は、そりゃ、廣利議員にしてみたら、満足いかないとか、分からないと言われても、私は、私なりの答弁をしたり、担当者は担当者の答弁をする。それは答弁ですから、それが全て、廣利議員が納得できる、全て満足できる答弁かどうかは、それは分かりません。ただ、答弁はしているわけですから。それは、私なりの答弁であり、担当課長の答弁ですから。そこは、よく、理解いただきたいと思います。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

10 番（廣利一志君） 休憩を動議出します。
資料を出していただきたいんです。

議長（千種和英君） 暫時休憩します。
休憩を解き、再開します。
お諮りします。ただ今から休憩を取らせていただいて、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 異議なしと認めます。
休憩を取りまして、再開を 11 時 15 分とさせていただきます。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を続行します。
休憩前に廣利議員から動議という発言がありましたが、その動議の内容についての説明を求めます。

〔山本君「休憩の動議や」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） 休憩の動議でよかったんですか。

〔山本君「そりゃそうや」と呼ぶ〕

〔廣利君「休憩の動議」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） そしたら、休憩しましたんで、もうよろしいですか。

〔廣利君「資料を要求しているから、その資料を取ってもらうための…」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） すみません。立って発言お願いしていいですか。

10 番（廣利一志君） 商工観光に正式な資料を数字を述べていただきましたけども、分からないところがありますので、その資料を出していただくという動議です。そのために、休憩を取ってほしいと。

議長（千種和英君） ということは、今、動議じゃなしに、資料を出していただけるかどうかを確認させてもらったら。

10 番（廣利一志君） そもそもは休憩の動議でした。その間に資料をつくって出してほしいと、そういう動議です。

議長（千種和英君） 暫時休憩取ります。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 18 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 休憩前に、課長が答弁された、この瓜生原の件で契約の受託先である文化と観光の会との協議は、どうされてきたのかと。

で、寄り添う姿勢というのが、その協議の中で取れてきたのかと。そういう質問の中で、正式な会議はしなかったと。だけど、でも、協議はあったということなんですけれども、まあ、文化と観光の会の方が言われるのは、この議案になる直前に、会長の方と、そういう話はあったと、この今、出て来た、この数字を見て、議案になる少し前に、ちょっと、相談する、それも何とか文化と観光の会にやっていただかないといけないと、そういう押しつけるような形だと、ちょっと、やっぱり本来の寄り添うというところからは、外れているのではないのでしょうか。

それで、この数字のところについて、飲食のところ、来客者のところも、減少の一途というところですので、それは、文化と観光の会との協議の中で補佐するというようなことを、実は、文化と観光の会の方から言われていませんでしたか。そういうアイデアを文化と観光の会から商工観光の正式な協議ではない面談の中で言われていませんでしたか。聞いておられませんか。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 先ほどのお話のように、正式な会議はしておりません。

面談の中で、代表の五名さんでございますけども、当然、瓜生原の今後について、非常に、当然、心配もされております。そういった状況で、ただ、瓜生原の安東さんのほうが、何とか体調の範囲で引き続き頑張りたいと、できる範囲でやらせていただきたいというふうな、平福文化と観光の会との話もされたと思います。

そういった形で、今後については、当然、どうしたらいいか、そういうことは、当然、こちらのほうも聞いておりますし、ただ、先ほども言いましたけども、できる範囲でやっていただくという形で応援するというか、見守るしかないというふうな平福文化と観光の会と、私どもの面談の中では話をしております。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） いや、肝心な話が抜けています。
先ほどの、

議長（千種和英君） 議員、ちょっとあれなんですけれども、質疑の中で、なかなか論点が、いろいろ広がっていますので、簡潔に明瞭に聞かれない内容を質疑していただけますか。

10 番（廣利一志君） いや、だから、それは答えるほうにも言ってください。そしたら。先ほどの補佐する人間の話が出ましたけれども、肝心な話は、実は、文化と観光の会の方から出たのは、補佐する人の話が出たはずですよ。その話を、今、答弁の中では、全く触れられないんでね、だから、それがどうなっているのかなと。要するに、見守っていくというのは、ただ、何もせず、やってくださいというだけで見守るという形ではなくて、文化と観光の会の皆さんが、中で協議をされて、それで、この5年間の間に、5年間というか、去年、今年、役場の人間が正式な協議がないままに来てしまったと。そういう中で、補佐する人間がそば作りに対して必要だということ、アイデアとして出されているわけですから、それは尊重すべきじゃないでしょうか。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 僕ら、よう分からん話を、ずっとされておるわけや、ただ、一番問題なのは、だから10年前、確か4,000万円ぐらい、僕の記憶やで、記憶やけど4,000万円ぐらいかけて改良して、何かして、そういう形で皆さんに渡そうというのがあったと思う。ただ、それは、僕らとしては、あくまでも、そこに無理やり押しつけてくれって、あんたらやってくれいうより、誰かやる人おらんかと、例えば、平福の場合、もうちょっと北側と、あと何か2つグループがあって、結構、最初、仲よくさせてもらいよったから、あそこであんどん持って行ったり、作ったり、平福であんどん持って行ってしたり、そういうことも結構させてもらっている中で、結構、仲よくさせてもらってたけども、ただ、行政が無理やりしよるんだったら、あそこしてくれ言うんであるならば、これは問題やけども、するかしないかは、あくまでも、その問題やから、でしかないわけ。例えば、皆さん知っておると思うけど、僕は皆田和紙をしていると。無理やりせい言われたら、無理やりせい言うたら、俺の性格やで「せんわい」って絶対言う。はっきり言って。けど、そうではないし、うちの会員さんも一生懸命、うちの会員さん報酬ゼロやからね。報酬ゼロで、上郡からも来てくれて、ガソリン使ってつくってくれよるもんおるけども、あくまで、それは自主的にしよるから、だから、これが自主的なものなのか、町が、ある程度、無理やりに押しつけたものなのか、それによって、僕、後々の展開が変わると思う。ただ僕らは、あくまでも、あの時、ここらを改装してやる人らを募集して、あの人たちがやるというふうな、僕らは認識でおったから、もうけるか、もうけないか、得するか、損するかは、その問題で、ただ、やっぱり、あんまり赤字だったら、多少は応援してあげたいなというのはあるのはある。せっかく地域で頑張っておるんやから。だけど、これ見よったら、赤字の額って、無茶苦茶ごっつい。これどないして補填しておるのかなと。去年なんか見たら、何か68万円も、これ赤字、これ、こんなんでは、もともと、もうやれる状況ではないなと。これを補填しようと思ったら、100万円以上の人権費を、どっか

から持ってこなあかんようになるだろなと思う。

だから、そういう協議をするのかしないかの話であって、今の話だったら、向こうと、どんな話をしているのか。

僕らは、もう1回言うけども、向こうに誰かする人おりませんか。あの人たちがやる言うた。それで、受けてやってくれる言うんだったら、別に、建物の改修代は町が、違うとうかも分かんけど4,000万円ぐらいを突っ込んでやったという記憶があるから、後は、そっちでせいよということかなという、そういうことの中で、当時、10年前には議会はOKしたんだろうという了解のね。それで、間違いないかね。ちょっと、それを確認だけしておきたい。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 瓜生原という、あの家が、先ほども、ちょっと、申し上げましたけれども、平福の町屋の非常にああいう形態を持っている代表的な町屋なですよ。

それを当時、所有されておりました、もう町外へ出てお医者さんをされているんですけども、その方から、あの建物を町へ寄贈したいと、もう自分では管理できないという話の中で、あの建物も1つの一番平福の表通りと、それから裏の座敷、川座敷、それを形成している一番中心になる建物ですから、それを、保存をしていくという。町が引き受けると、そういうことだったと思います。

それで、あれを、じゃあ、どうするかということで、何か活用しないと、どうしても、それだけのために、人を配置するというわけにもいかない。

だから、当時、その平福の皆さん方も何か、あそこに来ていただいても、お休み処も、観光客の方に来てもらうとこもない。ああいう施設がほしいなのというのが、これは地域の皆さんの思いも、そういう思いでしたし、文化と観光の会という形での、これは正式な、誰が会員かというような大きな、きちとしたものはないというような状況になっていまして、これまで平福の保存活動なり、あるいはしていただいた方々の継続した会なんですけれども、その方たちから、そういう瓜生原の建物を保存する。そして、実際、ほかのところで、ふくちゃんというのは、ああいう皆さん、グループで、かなりボランティア的にやっていただいております。そこが、そばの店という形で経営もしながら、皆さんにお休みしていただけたところ、そして、あの建物の全体の管理保存についても、一体的にやっていただくということで、最初から、あそこそばを提供するという形で、その部分は、そういう施設に改造したというふうに思っております。

その後、ああして、自分たちで経営していただくということで、町としても、当然、皆さんに、地域に対しても、これ町が全面的に、全て何も管理だけのための人を置いたり、そういうことはできないということは、当初から、だから、あの施設としては、どういうやり方で、あれを運営していくかということで、地域から、そういう申出を受けて、それで、今に至っているということになっておりますから、今、山本議員お話のように、決して、町が強制的にというんですかね、どうしてもやってくださいという、こちらから全て投げかけたというわけではない。地域からも自主的な、そういう、こういうことでやりたいという思いもあつての協議の中で、ああいう施設にしてきたと。

ただ、1つは、先ほど言いましたように、それを事業として、経営していくと同時に、あの建物、あそこが1つ抜けてしまうと、非常に平福の景観としても、非常に大きなマイナスと言いますか、景観が失われていきますので、それを保存していくという、そういう

面での役割というのは、大きいところがあるわけです。

ですから、あれを、そば処として経営をしていただくというだけの運営、商売をするというだけのものではないというところが、あそこの瓜生原邸の役割であり、町が大きなお金を投資したという、その1つの原因だと、原因と言いますか、そういう町の思いと言いますか、あそこの景観・保存というのも大きな目的で、あれだけの施設に整備した、工事をしたということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） 今、町長の話聞いて、よく分かりました。

ああいう、あそこが抜けると大変と、そういうことの中で、あそこを何とか盛り立てなあかんというね、あの町を盛り立てなあかん。あの店じゃない。瓜生原じゃないとね。

あの人らは何か、大阪のほうか、どこかへ出ておっという、医者か何かになっておるといのは、前から聞いておったいのはあるしね。

高木さんだったかな、よくそんな話もされておったと思います。確かね。それで、よく分かっておるんや。

さっきも言ったように、俺、あんどん持って行ったりしてね、最初行ったりして、あの人もうちらへ来て、あんどんつくったりして、仲よくさせてもらっておったという経緯があるから、そこらへんは、それでね、僕らも応援してあげたいと思うので、ただ、そこで、町長の思いが、そういうことの中であって、もし、今もあそこが抜けたら大変だといっているのであるならば、これだけの60万円も赤字になりようだったら、町は補填するか何かせえへんと、それは無理です。

これ、要は、そういうことなんだろうと思う。

続けてほしいんだったら、ここでもう、はっきり答弁しにくいかも分からんけども、そうしないと無理やし、五名さんらが、もう辞めていいと言うんだったら、はい、辞めていいですよっていう結論を出すか。

今回の提案も、今の瓜生原さんをやりたい、続けたい、今までのとおりやりたいという思いで、今日、提案されてきたんだろうなと、向こうの思いでしたんだろうなと思ったりもしておるんでね、であるならば、頑張ってもらいたいけども、ただ、そこで状況を見ると、厳しいんだなというのが分かるし、当局もやってもらいたい。継続してもらいたいという意思があるのであるならば、何らかの答えは、町当局はやってもらい、継続してもらいたいという何か答えは出さんと、いかなのじゃないかと。

こんなもん、多分、今のままだったら、町長らもやってもらいたいし、でも聞くと、聞いてみると、何や廣利さんの言わんとすることも、そんな状態だったら、それは無理やなと。ほな辞めたらええがいと僕は思たんやけど、けど、町長もやってもらいたい。当局も続けてもらいたいという部分があるんだったら、ここは折衷案として、両方が何とかやれるような答えは出さないと、こんなもん、明日の朝までやったって、結論は、俺は出ないと思う。

議長は、話を切ろうとしておるけど、これは切ったらあかん話や。はっきり言って。

と思うから、町長が、後、どういう判断をするかだけ、今、結論は出さんけど、前向きに検討するという答えだけでも出すか、いやもう、これは一切しませんいうのか、そこだけやと思う。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長「今出した資料見せてみ」と呼ぶ〕

〔山本君「ええ、見てないんけ、町長。これ見てみない、60 何万円も赤字やで、68 万 4,000 円」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） 今年ですか、現在ね、先ほど申しましたような、経営していただいている方の、そういう体調の関係で、かなりお店を開ける時間がなかったということで、赤字という形に、今、計算上なっていますけどね、実際、今まで、この運営においては、運営して、繰越金とか、当初、言わば、利益も出ていて、そういうものを現在では、取り崩して、まあまあ、運営をしていただいているところです。

ですから、少なくとも、今の状況で、今後、こういう状況で運営ができなくなるということは生まれてくることは、想定も、それはしなきゃいけないんですよ。

ただ、今、まだ、運営、経営してくれている、店やってくれている方々が、もう少し頑張るんですよという話なので、ですから、今は、引き続いて、1つの期限が来たのでね、引き続いて、また、そこに貸付けの、また、更新をします。

ただ、先ほど言いましたけども、更新しても、ほな 10 年間、無理にでも、何でもかんでもやっってくださいじゃなくって、その状況によっては、これは、当然、また、そこから、そのグループが、もうできないということになれば、ほかの活用方法、管理方法、これを考えなきゃいけない。町としては、1つは、先ほど言ったように、このそば処をつくるというだけの話じゃなくって、町全体、そこの景観、そういうものの重要な建造物という形での保存と管理、維持をしていかないかんというのがありますからね、だから、そうなってくると、じゃあ、どういう形で、これを、地域の方にも、当然、協力をいただかなきゃいけない。地域の方が一生懸命、一緒になって景観活動をしてきたわけですからね、それは、また、話をさせていただきますけれども、当然、今の段階において、これを運営的に、このお店をやっていくという意思を示されているわけですから、それはそれを尊重して、今回、引き続いての契約更新、これを、まず、お願いしたいということです。

状況は見ながら、ちゃんと、適切にできるだけ地域の方とも、また、お話をさせていただいて、それは、児玉議員も地元の議員としておられます。それは、協議をさせていただきますので、そのへんは、ご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） 一応、町もやってもらいたいし、向こうも基本的にはやりたいという思いがあるということで、ただ、状況によって、今後、状況によって、臨機応変に対応すると、もしかしたら、無理に続けてくれというわけでもなくして、あかん場合はあかんで考えるというふうな…、取ったらいいんですね。そういうふうな。

まあ、そういうことで、決取ろうや、いつまでたっても終わらへんは。

議長（千種和英君） ちょっと、待ってください。

すみません。私のまずい進行で、まず、お詫びするんですけども、先ほど、山本議員の質疑の前にありました、廣利議員の当局への質疑の中で、平福の会との話の中で、補佐の話、そして、強制の話が話題として、あったのかという質疑でよかったですか。

はい、当局、お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 補佐の話でございますけども、具体的に、五名さんと、直接、私のほうが、そういった補佐とか、そういった話をした記憶はございません。

それから、特に、当然、強制ということはございませんので、瓜生原のほうが、安東さんのほうが、引き続き、何とかできる範囲で頑張っていきたいというふうな形の思いで、こちらも継続して、何とか、応援していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利さんの3回目でよろしいですか。はい。

10 番（廣利一志君） 文化と観光の会の方は、副店長というか、補佐役というか、そういう話を、それは話はでなかったという話ですけども、そういうアイデアを示されたわけです。何とか、続けていきたいということで、ですから、課長自身も言われているように、文化と観光の会と、商工観光のほうの正式な協議はなかったわけです。

だから、何か、議案提出前に、ちょこっと来られたよという認識なんですね。

ですから、先ほどの提案である、アイデアである補佐役の件も含めて、正式な協議をしていただいたらなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） 今後の運営について、平福文化と観光の会、当然、瓜生原も含めて、そういった協議は詰めていきたいと思います。以上でございます。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 7 番、児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 私は地元、瓜生原邸、これは、私もよく皆さん、関係者ね、平福文化と観光の会、私も会員ですし、会長も、それから補佐役している方も、非常によく知って

います。

それから、そばを打ってくださっている方も、非常によく知っている方なので、いいにくい面もあるんですけれども、確かに、おっしゃるように、そば打ちですね、確かに、後継者、今のところいません。いませんけども、かと言って、すぐに補佐役、誰かつける。そう簡単にできるものではないと思いますし、あそこで働いている皆さん、有償ボランティアというものの、確か、今もそうかどうか分かりません。近年のは分かりませんけれども、確か、時間給にすると 400 円ぐらいのあれで働いていらっしゃるんですね。そういった中で、そばの職人、新しく、誰か見つけてくるにしても、そういった給料で働いていただくということを、本当に可能なかどうか、そういった面もありますし、非常に、こうした難しい状態なんです。

けど、我々としては、地元の者としては、やっぱり、あそこは、平福の観光の拠点でも、確かにあります。だから、もし、毎日、そばのほうが駄目になっても、何かほかの形で、平福文化と観光の会のほうと、商工観光課、町当局との協議の上、何らかの形で、あそこを有効活用を続けていく、これだけは、やっていきたいと思っています。

そういった点、皆さんのご協力と、ご理解いただきまして、何とか続けていけるように、私たちも、地元の者としても努力していきたいと思いますし、協議していきたいと思います。

何とぞ、よろしくお願いします。

議長（千種和英君） 児玉議員、答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） この拠点施設を守っていくというところについては、商工観光課とも、それから、平福文化と観光の会の皆さんとも、私は、同意見なんですけれども、正式協議が、まだ、されていないと、これからすると。そうすると、何とか、そばづくりの方の思い。あの瓜生原邸を守らないといけないという思いに応えられる、正式な協議を商工観光と平福文化と観光の会の皆さんでやっていただきたいと、それを待って、採決が可能なのではないかなというふうに思いますので、私は、一旦これ、今日の採決見送りまして、会期内に、もう 1 回、ちょっと説明をしていただいて、それから、採決という形が大事なかなと、必要かなと、平福文化と観光の会の皆さんのご意見を聞くという形が、まず、商工観光課には求められているというふうに思いますので、私は、今の今日の採決には反対します。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 2 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第10．議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（千種和英君） 続いて、日程第9に入ります。

日程第9及び日程第10については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第3号、辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の策定について及び日程第10、議案第4号、辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の変更についての2件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第3号、第4号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきまして、一括議題とされましたので、まとめて提案のご説明を申し上げます。

辺地総合整備計画は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」、いわゆる「辺地法」に基づき、辺地とその他の地域間における生活文化水準の格差是正を図るため、辺地を包括する市町村が策定する計画であり、この計画に基づいて行う公共的施設の整備に対しては、辺地対策事業債の発行という財政上の措置が認められております。

辺地対策事業債は、国の予算枠に限りがあるものの、交付税措置率8割という、大変有利な地方債であり、町では、合併特例事業債の制度の終了や過疎対策事業債の配分額が限られる中で、少しでも財源を確保するべく、辺地総合整備計画を策定し、辺地債の活用を図っているところでございます。

現在、佐用町には、辺地法に基づいて認定された33の辺地があり、今年度、新たに奥海、庵の2つの辺地におきまして、道路・橋梁修繕及び水道施設更新事業についての計画策定を行うことに加え、既に策定した計画のうち13の辺地にかかる道路・橋梁修繕及び水道施設更新事業におきまして、新たな事業や工事内容の追加による計画期間の延長、事業費の増減等について計画変更を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、新規に策定する計画といたしましては、奥海において、浄水場機器更新工事及び橋梁修繕工事を、庵において、加圧ポンプ場機器更新工事及び道路修繕工事を計画しております。

変更する計画といたしましては、大垣内において水道管布設替工事の追加、金子において水管橋架替工事費の増額、福中において上水道管布設替工事の追加、上秋里・西新宿において道路修繕工事の事業費の増額、水根・下石井において水路修繕工事の事業追加、西大畠において橋梁修繕工事の延期、海内・桑野において水道施設機器更新工事及び道路修繕工事の事業追加、豊福・平谷・淀において水道施設機器更新工事の追加、道路修繕工事

の事業追加・削除及び事業費の増額、大酒において道路舗装修繕工事の事業追加、河崎において橋梁修繕工事の事業費の増額及び事業の延期、船越において水道管布設替工事の事業費の増額及び道路改良工事の事業費の増額、末包・東中山・大畠において道路舗装修繕工事の事業追加、真宗において事業の延期を内容とする変更を行います。

これにより、本町の辺地計画は、昨年度で終了したものを除くと 21 の辺地で計画を策定しておりますが、計画は町の事業計画に合わせて、来年度以降も随時更新していく予定であり、今後も継続的に活用を図っていきたいと考えております。

なお、上程した計画案は全て辺地法に基づき、県との事前協議済みであり、今後、議会の議決を経て国に正式提出する予定になっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 3 号及び議案第 4 号の 2 件については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 9、議案第 3 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 13 番、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 資料の別記第 1 号様式、1 つ最初の計画なんですけれど、それと、次の計画もそうなんです、数字的に財源内訳の合計が逆転しているんじゃないかと、特定財源と一般財源。

それから、次のページも、そう私は見たんですが…。

それと、議案第 4 号は、今、議題になっておりませんが、第 4 号でも、そういう箇所がありました。

私の見間違いではないと思うんですけど、ちょっと、説明というか、訂正が要るのではないかと思います。いかがですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（千種和英君） 古市上下水道課長。

上下水道課長（古市宏和君） それでは、お答えします。

財源内訳のところで、よろしいんですね。

まず、この特財と書いてありますね、これが例えば、簡易水道であれば、簡易水道事業債になります。一般財源のほうを辺地債で、合計で 500 万円とかいうふうになるわけです。

13 番（平岡きぬゑ君） だから、表が違うって、私は思うんだけど。それで、よかったらええんやで。

上下水道課長（古市宏和君） それで、下の合計は、確かに、全て訂正が必要になります。は

い。

財源内訳の特定財源と一般財源の計が逆になっております。以上でございます。

〔平岡君「次もそうでしょう」と呼ぶ〕

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 笑って済ましたら、あかんじゃないですか。

正確に提案してくださいね。それで、修正が必要であれば、時間を取って、改めて、出
していただくとか、私は、気がついたので指摘しましたけれど、4 号もあります。お願い
しますね。

議長（千種和英君） 暫時休憩を取らせていただきます。

午前 11 時 54 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

議長（千種和英君） 暫時休憩を解き、審議を再開いたします。

審議の途中ではございますが、お諮りします。ここで昼食のため、休憩を取りたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩取り、再開は午後 1 時
30 分とします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 01 時 33 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、審議を再開します。

先ほど、一括上程しました議案第 3 号及び議案第 4 号の審議を再開します。

審議に当たり、平岡議員から計画書の不備が指摘されております。当局側で内容を確認
したところ、計画書の財源内訳の合計欄に誤りがあり、本日付で同案件の訂正請求書が提
出されました。

これより暫時休憩し、資料を配付します。

午後 01 時 34 分 休憩

午後 01 時 35 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、審議を再開します。

お手元にお配りした事件の訂正請求書のとおり、当局から議案の訂正を求められていま
す。

訂正内容については、表中、財源欄の合計金額の誤りになります。この件につきまして

は、兵庫県町議会議長会にも問い合わせをしたところ、議案自体の内容を変更するものではなく、合計欄の誤りであることから、議案の訂正請求をもって審議を継続することが可能であるとの意見をいただいております。

本請求に基づき、議案を訂正した上で、質疑を再開したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） はい、山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 質疑したらええけども、やっぱり、ここは課長には悪いで、悪いけど、ここでみんなに謝罪してから進めんと、それは、やっぱり、これだけの問題があつて、すったもんだしたんやから、課長には悪いけど、いっぺんしたほうが、僕はけじめがついてええと思うんやけど、どうやろ。

課長も、そのほうが機嫌ええやろ。ねっ。1 回謝罪だけ、きちっとしとこか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 大変、ご迷惑をおかけしたことを、まずもってお詫びを申しあげます。

1 点、これ古市課長では、直接の担当はございません。これ、企画防災課からの提案、議案でございますので、その点は、ちょっと、1 点、ご承知おきいただきたいと思います。

本当に、大事な議案で、この議会の場で上程する、この議案の内容、合計欄の訂正ということとは言え、きちっと複数の目でチェックができていなかった。あるいは、していたのかもしれませんが、漏れていたということで、ご迷惑をおかけしましたことを、議員の皆様、そして、また、議会事務局も議長も含めて、ご迷惑をおかけしたことを、重々お詫びを申し上げたいと思います。大変、申し訳ございませんでした。

議長（千種和英君） よろしいですか。

よって、議案を訂正し、質疑を再開いたします。質疑はありますか。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 2 番、森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） 今の件なんですけれども、もう 1 か所計算が合わんとこあるんやけど。

船越辺地の変更前のとこね、前のほうやけど、おうてないところがあります。

議長（千種和英君） 議案第 4 号です？

2 番（森脇裕和君） ああ、すみません。4 号です。

議長（千種和英君） 議案第4号の、これ資料が出ているところじゃないですか。

2番（森脇裕和君） これじゃない、今、配っている資料じゃないところです。
どこ、どこにある？

〔大村君「これの裏にありました。ごめんなさい。すみません」と呼ぶ〕

2番（森脇裕和君） ごめんなさい。すみません。ありました。申し訳ありません。

議長（千種和英君） 誤りということで、よろしいですか。

2番（森脇裕和君） はい。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本件についての討論を終結します。
これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第10、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 13番、平岡きぬる議員。

13番（平岡きぬる君） 整備計画、ページ数が入っていないんですけれども、どないなるん
かな、河崎井の原橋修繕工事、道路建設の関係で、令和5年度から6年度までを、今度、
5年度から7年度までというふうに、3年間というふうに変更になるものについてですけ
れども、年数が延びたいというのは、どういう要因なのか、順番が後回しになったのかな。
そのへんが、ちょっと、どうなのかと思う点と。

それから、事業費そのものが、今、いろいろ物価高騰になっていて、こういう資材とか、
いろいろな面で経費が上がっておりますが、24%プラスかないいうふうに、事業費そのもの
が、これは物価高騰に伴うものなのか、事業内容が大きくなったのかと言ったらあれです
けれど、そのへん2点、伺います。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えします。

井の原橋につきましては、国庫補助の対象の橋梁ということにさせていただいております。

国庫補助のほうですが、何回も説明させていただきました、当初の予算要望に対して、年度当初に割り当てが来るのですが、それが、60%ぐらいの率になってきます。井の原橋のほうの健全度とか判断しまして、実施設計を令和5年度にしまして、今年、工事予定だったんですけど、そちらのほうを健全度も判断しまして、予算もつきませんでしたので、令和7年度のほうに送らせてもらって、令和7年度で工事を予定させていただいております。

事業費のほうなんですけど、令和5年度に詳細設計した関係で、実際の工事の概算金額が出てきています。そちらのほうを基にしまして、出しましたら、もともと2,500万円だったんですけど、3,200万円の工事費が要ということで、そちらのほうを増減させていただいております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

13 番（平岡きぬゑ君） はい。

議長（千種和英君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第4号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第5号 第4期佐用町教育振興基本計画の策定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第11、議案第5号、第4期佐用町教育振興基本計画の策定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。三浦教育課長。

〔教育課長 三浦秀忠君 登壇〕

教育課長（三浦秀忠君） 失礼いたします。

ただ今、上程いただきました議案第5号、第4期佐用町教育振興基本計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現行の第3期佐用町教育振興基本計画は、本年度末をもって計画期間が終了いたしますので、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とした第4期佐用町教育振興基本計画を策定するものでございます。

なお、成果品である冊子として仕上がるまでには今後一部レイアウトの修正、写真等の追加を行いますが、本文の内容自体には変更はございませんのでご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） これより質疑に入りますが、議案第5号については、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています、議案第5号については、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12. 議案第6号 第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第12、議案第6号、第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第6号、第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現行の第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画は、本年度末をもって計画期間が終了いたしますので、令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画を策定するものでございます。

つきましては、佐用町議会基本条例第8条第3号の規定によりまして、別冊の第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画（案）について、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第6号については、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11番、岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 子供の数が激減いうんか、減っていきよる中で、どのように変わって、どのようにするんですかということ。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 岡本議員おっしゃるとおり、子供の数というのは、本当に、かなり前から減ってきています。

今回、この子ども・子育て支援事業計画というのを、今回、第3期になります。第1期から、そう大きな骨子としては、なかなか大きな変更というのは、これまでもしてきていないと思うんですけれども、やはり時代に合わせて、今、取り組んでいる。あるいは、これから取り組まなければいけない施策というのを、肉付けをしながら、バージョンアップをしていくという計画ですので、普段から、明日明後日も予算審議もございますが、個別具体的子育て支援の事業計画ですとか、あるいは母子支援ですとか、そういうことというのは、議会でも説明させていただいておると思います。なので、そういったことを、取りまとめて、今後、5年間の計画を立てているということですので、ちょっと、非常に抽象的な質疑ですので、お答えするのも難しいんですけれども、そういう子育て、子供に関する施策の、今後、5年間の方向性を、今やっていることも含めて、肉付けする部分も含めて、計画立てしているものが、今回の計画だというふうに、ご理解いただければというふうに思います。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています議案第6号については、会議規則第37条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長（千種和英君） 続いて、日程第 13、議案第 7 号、工事請負契約の変更について（上月文化会館等解体撤去・周辺整備工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 7 号、上月文化会館等解体撤去・周辺整備工事にかかる工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本工事につきましては、昨年 6 月の第 117 回定例議会におきまして承認をいただき、事業を進めてまいりました。おかげをもちまして、順調に進捗しておりまして、今月中には完成の予定となっている状況でございますが、工事中に追加工事の必要が生じたので、今回、その契約額を増額変更しようとするものでございます。

主な変更内容といたしましては、11 月及び 2 月の全員協議会において、報告させていただきましたとおり、建物解体時のアスベスト撤去箇所の増加と、上月地域交流センター周辺の下水道管布設替えの追加によるものでございます。これらの変更につきまして、このたび、最終的に、その変更額が確定をいたしましたので、本議会に変更契約のご承認をお願いするものでございます。

変更額につきましては、現在の契約額 1 億 846 万円に 887 万 7,000 円を増額し、1 億 1,733 万 7,000 円に変更契約をしようとするもので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） このアスベストというのは、最初の時には、全然、分からなかったのかな。そこらへんは、どんなだったん。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私のほうから、まとめて説明させていただきます。

こういうアスベストの有無、あるかないかは、基本的な調査は、当然、最初に行っております。

ただ、見えないところがあります。今回、特に、配管工事と、そのフランジと言いまして、継ぎ目なんかに、そういうパッキンみたいなものが出てきて、なかなか、最初、それ

を外してみないと分からないとか、工事の中で、それを確認しながら工事をしているというような状況でありますので、こういう変更は、当然、今後も全ての解体工事等には生まれてくるものでございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14．議案第8号 工事請負契約の変更について（南光文化センター大規模改造工事）

議長（千種和英君） 続いて、日程第14、議案第8号、工事請負契約の変更について（南光文化センター大規模改造工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第8号、南光文化センター大規模改造工事にかかる工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、南光文化センターの大規模改造工事を進めており、予定どおり3月末には完成の運びとなっております。

本工事に係る工事請負契約は、昨年6月定例議会におきまして、ご承認をいただいたところでございますが、今回、工事中に生じました設計変更や追加工事について、その契約額を増額変更しようとするものでございます。

主な変更内容といたしましては、現地、工事しながらの調査の結果による外壁タイル・モルタル劣化部の補修、数量の追加や、駐車場アスファルト舗装、また、ライン引きの追加工事。また、電気設備工事の仮設引込の電柱の変更による配線の増加などが要因となっております。このたび、最終的に確定いたしましたので、本議会に変更契約のご承認をお願いするものでございます。

現在の契約額2億7,170万円に1,297万6,700円を増額し、総額を2億8,467万6,700円に変更契約しようとするもので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第9号 工事請負契約の変更について（味わいの里三日月改修工事（第2期・みそ加工所新設））

日程第16. 議案第10号 工事請負契約の変更について（味わいの里三日月改修工事（第2期・惣菜等加工所新設））

議長（千種和英君） 続いて、日程第15に入ります。
日程第15及び日程第16については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第9号、工事請負契約の変更について、味わいの里三日月改修工事第2期みそ加工所新設及び日程第16、議案第10号、工事請負契約の変更について、味わいの里三日月改修工事第2期惣菜等加工所新設の2件を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第9号、味わいの里三日月改修工事第2期、みそ加工所新設事業と、議案第10号、味わいの里三日月改修工事第2期惣菜等加工所新設事業に係る工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第 9 号につきまして、ご説明を申し上げます。

建設工事につきましては、おおむね完了しており、今月末に完成の予定となっております。今回、精算により事業費が確定いたしましたので、昨年 6 月定例議会におきまして、ご承認いただきました本件の変更契約について、上程するものでございます。

主な変更内容といたしましては、室内の資材等荷物の運搬にフォークリフトを使用するため、グレーチングの耐荷重を向上させることや、麴製造用の精米機を追加したことなどのほか、精算による数量の変更でございます。

変更額につきましては、現在の契約額 6 億 4,416 万円から 607 万 8,600 円を増額し、総額を 6 億 5,023 万 8,600 円に変更しようとするものでございます。

次に、議案第 10 号につきまして、ご説明を申し上げます。

惣菜等加工所につきましても、みそ加工所と同じく順調に工事は進めていただいております。こちらも 3 月中旬にかけて、惣菜等の加工品の製造機器を搬入し、設置して、今月末までに工事が完了する予定でございます。

主な変更内容といたしましては、地盤改良工事の追加や餅つき機等機器の追加、また、精算による鉄骨等部材の数量の変更によるものが主なものでございます。

変更額につきましては、現在の契約額 4 億 2,570 万円から 780 万 4,500 円を増額し、4 億 3,350 万 4,500 円に変更契約しようとするものでございます。

以上、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようも。よろしくお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第 9 号及び議案第 10 号の 2 件については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 15、議案第 9 号、工事請負契約の変更について、味わいの里三日月改修工事第 2 期みそ加工所新設に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 9 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 16、議案第 10 号、工事請負契約の変更について、味わいの里三日月改修工事第 2 期惣菜等加工所新設に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 10 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 11 号 町道路線の変更について

日程第 18. 議案第 12 号 町道路線の認定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 17 に入ります。
日程第 17 及び日程第 18 については、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 17、議案第 11 号、町道路線の変更について及び日程第 18、議案第 12 号、町道路線の認定についての 2 件を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 11 号、町道路線の変更について及び議案第 12 号、町道路線の認定についてのご説明申し上げます。

初めに、議案第 11 号、町道路線の変更についてでございますが、整理番号 10085 号、路線名、東ノ前（ひがしのまえ）線につきましては、現在の路線終点から県道までの区間について昭和 60 年代頃に土地改良事業として拡幅改良した後、生活道路としての利用頻度が増加したことにより、このたび本路線の終点を県道上福原佐用線まで延伸する路線に変更しようとするものであります。

整理番号 45034 号、路線名、本谷（ほんだに）2 号線につきましては、地籍調査による現地調査の結果、路線内に民地が存在し道路としての利用形態がないことが判明いたしましたので、このたび本路線の終点を民地手前に短縮する路線変更をしようとするものでございます。

次に、議案第 12 号、町道路線の認定についてでございますが、先ほど、議案第 11 号、

町道路線の変更について、ご説明させていただきました路線名、本谷2号線の民地から町道本谷線までの既存の町道路線箇所を新たな別路線とし認定しようとするものでございます。

以上、町道路線の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により、町道路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第11号については、産業厚生常任委員会に付託する予定にしておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11番、岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 今の説明では、民地があったのを見落としておったいうんか、見逃して、ちょっと、短くなるということでございますけれど、それまでに、やっぱり行って、全然分からなかったん。そこらへんは、どんなん。

〔建設課長 挙手〕

建設課長（平井誠悟君） 三日月の島脇にある本谷2号線という道路がありまして、延長が約50メートルぐらいだったかな…だったんですけど、そのちょうど中間ぐらいの間に、民地の庭先というか庭の中なんですけど、そこを通っている路線となっております。

というのが、町道認定をするのが、昭和36年ぐらいの町道認定なんですけど、その時には、便宜上、集落の方が通られるということで、道路みたいな形態になっていたんだと思うんですけど、実際、赤線もなく、普通の民地の宅地内ということだったので、それが、この地籍調査で、ここが町道になっているというのが分かったので、今回、路線の認定を、途中、終点側を民地の手前まで。民地から終点側にかけて残っている町道を、新たに新規認定させていただくということで、提案させていただいております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 中間に、そういうことが見つかったということで、そしたら、中が飛んだような格好で、同じ路線として認定ということ。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） 1つの路線で飛び地があるという路線のつながりはできないので、本谷2号線の終点側を短くして、新たに、その民地から、もともと、本谷2号線の終点ま

での間を本谷 3 号線という形で、新規で認定させていただくという形で提案させていただいております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています議案第 11 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、議案第 12 号に入りますが、本案件も、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています議案第 12 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 19. 議案第 13 号 佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 20. 議案第 14 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 21. 議案第 15 号 佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 22. 議案第 16 号 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 23. 議案第 17 号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて日程第 19 に入ります。

日程第 19 から日程第 23 号までについては一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 19、議案第 13 号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 23、議案第 17

号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第13号から議案第17号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

いずれの議案につきましても、令和6年8月8日の人事院勧告に沿う内容での改正でございます。

まず、議案第13号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この改正は、男女ともに仕事と育児・介護を両立することができるよう支援制度の強化を図るため「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことによるもので、この法改正において公務員に関する条文の整理が行われ、介護による部分休業を行うことができる職員について規定する条項が変更になったことに伴い、改正するものでございます。

次に、議案第14号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この改正も先ほどと同様の法改正に基づくものでございます。

1点目は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する規定の変更で、現行では3歳に満たない子のある職員を制限の対象といたしておりましたが、改正後は小学校就学の始期に達するまでの子のある職員を制限の対象とするよう改正するものでございます。

2点目は、配偶者等を介護しなければならない職員に対して、支援制度等について個別に周知や意向調査を行うことを条例に規定するものでございます。

次に、議案第15号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

先の人事院勧告では、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について勧告がなされ、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われましたので、その内容に準じた改正となっております。なお、議案第16号及び第17号につきましても、この法律改正によるものとなっております。

まず、1点目は、扶養手当の改正であります。配偶者につきましては、現行6,500円を支給しておりますが、令和8年度以降は廃止し、経過措置として、令和7年度のみ3,500円を支給します。子供につきましては、現行1万円を支給しておりますが、令和7年度に1万1,500円、令和8年度以降は1万3,000円支給するよう、段階的に引き上げる改正となっております。

2点目は、地域手当の支給でございます。地域手当は、法改正により平成19年度以降当町では未支給となっておりますが、この度支給地域が見直され、兵庫県内においては、令和8年度以降最低4%を支給する改正が行われましたので、当町におきましても令和8年度以降、4%を支給するよう改正するものでございます。なお、令和7年度は経過措置として2%を支給することとなっております。

3点目は、管理職特別勤務手当の支給対象拡大でございます。管理職手当を受ける職員が、災害対応等緊急の必要性により平日午前0時以降に勤務した場合は、現行3,000円の手当が支給されることとなっておりますが、本改正では、午後10時以降に勤務した場合に

同様に支給するよう、支給対象とする勤務時間を拡大するものでございます。

4点目は、再任用職員への住居手当の支給でございます。現行では、再任用職員は住居手当の支給対象外となっておりますが、改正後は支給できることとなります。

最後に給料表の改正でございます。給料表の改正に係る人事院勧告があった場合につきましては、例年12月議会で条例改正の議決をいただいておりますが、本年度につきましても先の議会で議決いただいたところでございますが、今回の勧告では、民間経験者等の採用時の給与を改善するため、令和7年4月に改正する内容も含まれているため、同様に給料表を改正するものでございます。

なお、改正内容につきましては、3級から6級の最低水準の給料を引き上げるものとなっております。

議案第16号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

一般職の職員に地域手当を支給することができるようになったことに伴い、会計年度任用職員についても改正を行うもので、支給率も一般職の職員と同様でございます。

最後に、議案第17号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

特定任期付職員は、現行では、勤勉手当の支給対象外となっておりますが、優秀な専門人材の確保を目的として、支給されるよう改正が行われましたので、同様に支給するよう改正するものでございます。

以上、議案第13号から議案第17号につきまして、ご説明を申し上げました。それぞれ、ご承認を賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第13号から議案第17号までの5件については、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第19、議案第13号、佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11番、岡本義次議員。

11番（岡本義次君） この育児休業の分でございますけれども、男性職員も女性職員も同じような格好で、今まで取れておったんですか。そこらへんは、どんなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えします。

まず、男性、女性、取れるようにはなっているんですけども、女性のほうは、かねてから、ずっと、取っておりましたので、年間単位で取っております。

近年では、男性職員も取れるようになりまして、取っているんですけども、期間としては、1か月とか、そういう形で取っております。

ちなみに、今現在、育児休業を取っている職員につきましては、女性職員が6名、それから、男性職員は、今年度の実績として2名取っております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第13号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第13号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第20、議案第14号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第14号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第14号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。
日程第21、議案第15号、佐用町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 15 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 22、議案第 16 号、佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 16 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 23、議案第 17 号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 11 番、岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これ、どう言うんですか、再任用も、このたび同じように 4 % から 6 % になるという、謳ってあるんですけど、今まで、再任用の人は、招集とか、そういうようなんには出していなかったんですか。これ、今までの経過の中では、どうだった。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） 今は、任期付職員のところなんですけれども、再任用のこれは地域手当のお話でよろしかったですかね。ご質問は。今回、再任用についても同じようにといういことで。

11 番（岡本義次君） 同じようになつたということで、それ今までは、その人らは呼んでおれへなんだかいうふうだね。

総務課長（笹谷一博君） 正規職員も会計年度も再任用も地域手当はなかったんです。ゼロだったんです。それが、今回の改正で2%ということで、再来年度から4%ということに改正させていただきたいということです。はい。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 言わんとすることは、今まで、そういうことがって、呼び出した時に、いわゆる、こういうふうになつていったと言うんやけれど、その人たちも、初めから、もう全然呼んでおれへなんだかということを聞きよんや。

〔山本君「なかった言いよんや」と呼ぶ〕

〔岡本君「なかったって、その人を呼んでいなかったということ」と呼ぶ〕

〔山本君「呼ぶって、呼ぶいう意味が分からへん」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） それは、管理職の特別勤務手当のことで…、

〔副町長「呼び出しというのは何をよってか聞いてみ」と呼ぶ〕

〔岡本君「呼び出しのこと言いよんや」と呼ぶ〕

〔小林君「職員を呼び出しているかということや」と呼ぶ〕

〔山本君「そういう人らを呼び出しておったかどうかということやね」と呼ぶ〕

〔町長「何の呼び出しですか」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） 岡本議員、もう一度、質問の意味を。

11 番（岡本義次君） そういう事例があつてね、かける折に、そういう人たちも呼び出しをしておったかということ言うておるんや。

〔「（聴取不能）と呼ぶ者あり〕

11 番（岡本義次君） ええ、何か、そういう事が起きて、そして、皆さん出てくださいますと言った時に、この金額は、このように今回なったけど、うん。

議長（千種和英君） ちょっと、質疑の意味が、皆さん、ご理解されていないんですけれども。

〔山本君「もう1回、説明をきちっとしてもろたらええ。ごめんな。」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） 何についての…

〔山本君「何ついてか、それは分らん。説明をきちっとしてもろたら、何の質疑かが分かるんじゃないかということで、聞きよんや」と呼ぶ〕

〔議会事務局長「災害手当のことを言いよってんかな」と呼ぶ〕

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 先ほど、町長が、ちょっと、想像で申し上げますけれども、町長が、提案説明の中で言いました、管理職特別勤務手当の支給対象の拡大のところで、災害対応等緊急の必要性により平日午前0時以降に勤務した場合は、現行 3,000 円の手当が支給されることとなりますが、本改正では、午後 10 時以降に勤務した場合に同様に支給するように、支給対象とする勤務時間を拡大するものですという提案説明を申し上げましたが、この点に関してのご質問ですか。

〔岡本君「いやいや、あんな」と呼ぶ〕

〔副町長「ええ、違うん」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） そのことは分かるんですけど、災害があった時にね、その人たちも、そういうふうに初めから呼んでおったんかということと言うとんや。

〔総務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 笹谷総務課長。

総務課長（笹谷一博君） お答えします。

再任用の職員につきましても招集がかかりましたら、出勤するというふうにはなっておりまして、再任用の職員につきましては、出勤した場合、時間外勤務手当の対象になるということなんです。

それで、今回の改正では、管理職、管理職の特別勤務手当ということで、管理職につきましては、時間外勤務手当がありませんので、そういった有事の時の出勤の場合、今まで

でしたら、平日でしたら 12 時以降について、手当の対象となっていたんですけども、このたび緩和されたというか、待遇がよくなって 10 時以降と、そういうふうに改正をさせていただくということでございます。

議長（千種和英君） よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 18 号 佐用町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第 25. 議案第 19 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 26. 議案第 20 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 24 に入ります。
日程第 24 から日程第 26 までについては、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 24、議案第 18 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてから、議案第 20 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 3 件を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 18 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例、議案第 19 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第 20 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
まず、議案第 18 号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、

消防団員につきましては、近年の少子高齢化や生活様式の変化・多様化により全国的に減少傾向にあり、令和6年4月1日現在の全国の消防団員数は約74万7,000人で、この10年間で11万人以上が減少したとのことでございます。

こうした状況を踏まえ、本町における消防団員の状況を見ますと、同様に推移し、来年度は700人を切る見込みであるとともに、当面は700人を超えることは厳しい状況にございます。

また、本条例に規定する団員の定員数は、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の算定根拠となっており、不要な負担を削減するためにも、条例上750人となっている定員について、700人に改めるものでございます。

次に、議案第19号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例と議案第20号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、団員等の処遇改善等を目的に、国の政令改正を受けて行う条例改正でございます。

主な改正内容につきましては、議案第19号では、消防団員等が公務で死亡、または負傷した場合等に支払われる損害補償基礎額の改正を行うものでございます。

また、議案第20号では、シニア層の活躍を推進するための退職報奨金の勤務年数区分において、これまで最長「30年以上」としていたものに加えて、新たに「35年以上」の区分が設けられるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、それぞれご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第18号、議案第19号及び議案第20号の3件については、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行います

まず、日程第24、議案第18号、佐用町消防団条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第18号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第25、議案第19号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 19 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 26、議案第 20 号、佐用町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 6 番、金澤孝良議員。

6 番（金澤孝良君） 30 年から 35 年まで退職金ということなんですけれども、大体、地域によって違うと思うんですけども、消防団の年齢の上限ですはね。二十歳で入ったら、これ 55 歳いう、35 年だったら 55 歳ぐらいになると思うんですけども、大体、どのぐらいを想定して、これ基準にされたんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） お答えいたします。

この場合は、その年齢がどこまでということは、想定は書いてはないんですけれども、佐用町の場合で言いますと、今現役の方を見ますと 65 歳ぐらいまでの方でしたら、団員さんとしていらっしゃるかと思います。ということで、そして、30 年以上、勤務されている方につきましては、今、団員の中では 60 名ほどいらっしゃるということで、把握をしております。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤議員

6 番（金澤孝良君） あんまり、次々、聞きよっても分からんのやないかと思うので、あれやけども、いわゆる 65 歳で現役の方がおられると言われたんやけども、多分、役職に就かれた方とか、そういう方じゃなかろうかなと思うんですけどもね、現役で、実際、今回のあっちのほうの山火事のようなことが起こった時に、やっぱり出動していただくというのは、やっぱり現役世代、30 から 40 代ぐらいじゃなかろうかなと思うんでね、そういう人を確保するためにも、やっぱり、人数的には、今、人数は 1 つ前の議案のほうで 700 人ということに決定したわけなんですけれども、それを維持していくというようなこと、上限を定めるのか、定めないのか、僕もよく分からんのですが、地域では、40 代でも辞めての地域があるし、かたや 50 代、60 代の方が現役で頑張っておるという地域、いろいろあると思うんですけどもね、そこらあたり、何か、人数を、今、各団員で 12 名だったかな、人数設定されていると思うんですけども、人数のバランスをね、少ないところは少ないなりに頑張ってもら、その代わり、余裕があるところは人数を増やしてもらおうというような、そういう体制も、僕、今後は必要じゃなかろうかなと思うのでね、そこらあたり、ひとつ考慮しながら、考えていってほしいなという希望はあるんですけど、そこらあたり、どうですか。地域によつての格差については。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

まず、今回、30 年、上限の退職報奨金を 35 年にするというのは、これ佐用町が独自にやっているわけではございませんで、全国的なというか、国の法令の改正によって、佐用町も、それに合わせるということでございます。

これ、多分、意図を想像しますと、おそらく、やはり、どこも結局、若手世代の消防団員が加入が少ないし、そもそも、その部分の人口も少ないということですし、特に、佐用町をはじめとするような過疎中山間地域では、特に若手の加入世代が少ない。そのために、結構、年配になっても、消防団員として活躍をさせていただいている。それが、30 年を超えても、35 年を超えても退職金と一緒にあると、なかなかモチベーションも上がらないという、そういうこともあって改正になったんだらうと、そういうふうな想像はいたします。

金澤議員がおっしゃるとおり、私も現役消防団員であった頃、私も 50 過ぎまでしていましたが、例えば、佐用町の町中のほうは、30 代前半で消防団員を退職するというような時代もあったようでございます。でも、さすがに、今は、佐用町の町中でも、そんなに若い世代で、特別な事情があれば別ですけども、年齢で押し出されるというようなことはないというふうに認識しておりますし、先ほど、課長が申し上げたとおり、大体、50 代過ぎまで、皆さん、何とか頑張っていたいただいているということですので、当然、そういう力になっていただける若い方に、地元の自治会等にもご協力いただきながら、お声かけをするのは当たり前ですけども、今時、50 代、60 代でも、やはり元気な世代でございまして、できるだけ頑張っていただけの方は、引き続きお願いしたいというのが実情だというふうに思っております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 20 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第 21 号 佐用町南光文化センター条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて日程第 27、議案第 21 号、佐用町南光文化センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 21 号、佐用町南光文化センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
本条例の改正は、現在、大規模改造工事を進めております南光文化センターの完成に合わせ、室名等の変更に伴うものでございます。
新旧対照表のとおり、室名のうち「実習室」を「調理実習室」に、また、「健康相談室」を削除し、「ホール」を「大ホール」と改めるものでございます。
ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） 9 番、小林裕和議員。

9 番（小林裕和君） 今回の大規模改造によって、室名を変えるというのは、これはもう、そのとおりなんですけども、参考資料で、ちょっと、一部確認をしたいことがございます。
南光文化センター使用許可申請書なんですけども、この様式の中に使用時間ですね、準備、行事、片付け、それぞれ何時何分から何時何分までって、項目が細かく分けてあるんですけどね、これは、どういう意図があるんでしょうか。
例えば、何月何日、何時から何時までを使用するという許可書を、そういうのが申請するほうは楽だとおもうんですけども、わざわざ準備、行事、片付けの時間を細かく分けるとするのは、何か、別に意図があるんでしょうか。

〔南光支所長 挙手〕

議長（千種和英君） 安東南光支所長。

南光支所長（安東さゆり君） お答えします。

参考資料の佐用町南光文化センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表というのがついているかと思うんですが、そのうちの右側、どちらでもいいんですけど、備考欄のところなんですけれども、大ホール等を準備、リハーサル等を使用する場合の使用料は、基本使用料の3割とするということがありますので、ほかの会議室とかは、準備での使用料というのはいないんですけども、大ホールの分は、ちょっと、3割分いただくようになりますので、あと、申請を書いていただく時の手間ということなんですけども、会議室等を使われる時は、その準備まで必要でないようでしたら、何時から何時まで使用するということを記入していただくことで大丈夫かと思います。以上です。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） 小林議員。

9 番（小林裕和君） そしたら、実際の行事というのも準備と片付けだけは、その基本料金の3割になるという文言があるから、そこは、そういう減免をするために、それぞれ分けているという解釈でええんかいな。

〔南光支所長 挙手〕

議長（千種和英君） 安東南光支所長。

南光支所長（安東さゆり君） 大ホールなんですけど、準備とか、リハーサルの分について、使用料を3割いただくことになりますので、片付けの時間というのは、使用料としては、特に、設けておりません。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

9 番（小林裕和君） ちょっと、ごめん。自分の中で、頭で整理できんのやけど。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 私どもで、さよう文化情報センターのほう管理させていただいておりますが、さよう文化情報センターにおきましても、ホールにつきましては、準備、リハーサルでの使用は、3割ということになっております。以上です。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） 小林議員。

9 番（小林裕和君） すんません。頭の中、整理できんのやけども、これはホールのみの
使用するために、この使用時間を、わざわざ準備、行事、片づけで分けているということ。
ホールだけを使用。

〔南光支所長 挙手〕

議長（千種和英君） 安東南光支所長。

南光支所長（安東さゆり君） 当日、その日、その日の看板というか、玄関というか、入られた
ところに、今日は、行事予定みたいなのを、いつも記入もさせていただいているんですけ
れども、準備時間というのは、その看板に書く時間とは別で、実際の行事の開始時間から
書くような形になりますので、その使用料とかとは関係ないんですけど、それも通常、対
応する上で必要になっています。

〔小林君「3 回」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） 3 回ですけど、ほかありませんか。

〔小林君「いいですか。3 回目」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） どちら、こっちで…

〔小林君「ちょっと、3 回目やで、最後、もう最後にする」と呼ぶ〕

議長（千種和英君） 小林裕和議員。

9 番（小林裕和君） うまく理解できんのです。

こういう、わざわざ分けてせんでも、例えば、ホールだろうが、会議室だろうが言うん
だったら、ここにある冷暖房云々とか書いてあるけども、それ以外のものは一律、何時か
ら何時までいうふうに整理してもええん違うかなという、ちょっと、思いがあったんです
よ。

わざわざ、細かく分けるんまで必要かなと。

それで、たまたま、この議案には関係ないですけど、ほかのね、ほかの、今、文化情報セ
ンターのホールの関係、ほかにも、そういう僕は、あまり今まで気がつかんかった、こ
ういう細かく分けてあるんかなと思って、そのへんを、ちょっと、整理をしていただくほう
がええんじゃないかなという。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） さよう文化情報センターの使用申請書におきましても、南光文
化センターの使用申請書は、僕は、ちょっと、分からないんですけども、さよう文化情報

センターの使用申請書におきましても、使用時間のところに、練習、準備、リハーサル、本番と。

特に、ホールにつきましては、リハーサル等の利用も頻繁にございますので、このように時間のほうを分けておるのかなというふうに考えております。

申請書自体は共通なんですけれども、普段、会議室等で、そういう準備するとかいうことはございませんので、会議室の場合、通常の使用時間のほうをしておりますので、ホールにかかるものだというふうに思います。以上です。

〔副町長「減免するために、しておく」と呼ぶ〕

〔議長「うん、そう、そう、そう」と呼ぶ〕

〔生涯学習課長「そうです」と呼ぶ〕

〔議長「それを説明せな」と呼ぶ〕

〔副町長「練習の時間まで、まともにお金取ってしもたら、そこを（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 申請書のほうには、そこまで詳しくは書いておりませんが、一応、先ほども申し上げましたけれども、リハーサルの場合は3割ということになりますので、そのへんのところも明確に分かるように、申請書のほうに記入するということだと思います。以上です。

〔山本君「7割減するために分けておるということやね」と呼ぶ〕

生涯学習課長（高見浩樹君） はい。

議長（千種和英君） よろしいですか。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 5番、大内将広議員。

5番（大内将広君） 僕が、さよう文化情報センターを借る時には、こういうような申請書じゃないんやね。ホールを借らんやけど。

別に、ほかの申請書みたいなんで申請するんやけど、南光は、もう一緒なんやね。そのへん、ちょっと聞く。

〔南光支所長 挙手〕

議長（千種和英君） 安東南光支所長。

南光支所長（安東さゆり君）　　いいですか。

議長（千種和英君）　　そうやね、そちらに、

〔生涯学習課長　挙手〕

議長（千種和英君）　　高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君）　　お答えいたします。

議員、そうおっしゃられましたですけれども、申請書はホールも会議室も同様でございます、議員よくお借りいただきますが、ここに部屋を丸つけていただくようになっているんです。

会議室の、例えば、ギャラリーですとか、リハーサル室ですとか、それでホールというところもございますので、申請書自体は同一でございます。

議長（千種和英君）　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君）　　ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 21 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者　挙手〕

議長（千種和英君）　　挙手、全員です。よって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第 22 号　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（千種和英君）　　続いて、日程第 28、議案第 22 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長　庵迺典章君　登壇〕

町長（庵迺典章君）　　それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 22 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整

理に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、条項のずれが生じる４つの条例について、文言の改正を行うものでございます。

本改正につきましては、整理条例という形で、本則第１条から第４条までで、各条例中、条項のずれを改め、施行を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日と同日の令和７年４月１日といたしております。

以上、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の提案にさせていただきます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 13 番、平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国の法律改正に伴うマイナンバー法改正に伴うものなんですけれども、この法案の中身については、重大な問題が多々あるということが、国会審議の中でも指摘されてきています。

そこで、この条例は条ずれなのなんですけれども、それぞれ条例改正、参考資料も出ていますけれども、それぞれについて、住民的には特に何か、その条ずれに伴って影響が出るとか、そういうことについては、先ほどは、説明の中では、そういうことは具体的にありませんでしたので、お伺いしたいんですけれども。

〔税務課長 挙手〕

議長（千種和英君） 福岡税務課長。

税務課長（福岡康浩君） 税条例の改正につきましては、何も影響は出ないというふうに認識しております。以上です。

議長（千種和英君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 22 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の

立場から討論を行います。

条例改正は、国会第 221 回で成立したマイナンバー法改正に伴うものですが、この中身は 22 本の法改定が含まれ重大な問題が多数あると、国会で指摘されてきています。

その第一の課題が保険証廃止、マイナ保険証強要によって、国民皆保険制度の崩壊を招くこと。また、マイナンバー制度の拡充を図っていて、社会保障、税、災害対策の 3 分野に限定しているものを 3 分野に限定せず全ての行政分野において推進する。また、公金受取口座を本人から不同意の表明がなければ自動的にマイナンバーと紐づける。戸籍等の記載事項に、氏名のフリガナを追加し、今後、生まれてくる子の名前は「一般に認められている読み方」に限定する。命名権の侵害をする内容まで盛り込まれている改正です。

国民の不安を無視して成立した法律であり認められません。

よって、今回の法改正に伴う条例改正に反対します。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔小林君 挙手〕

議長（千種和英君） 小林裕和議員。

9 番（小林裕和君） 賛成の立場で討論をします。

法律改正になって、町の条例に不都合が生じるために、ズレだけなんですけども、今回の提案は改正です。

今、税務課長の答弁の中にあつたように、影響はないということです。これは、そういう上位法が改正されたら、当然、町の条例も影響がなければ改正をしていくのが当然だということを判断して、賛成とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 22 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第29. 議案第 23 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて日程第 29、議案第 23 号佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、佐用町手数

料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

土地改良事業による確定測量の成果の写しについては、これまでは地籍調査成果の写しの交付手数料に準じて運用していましたが、農地の境界確認や分筆登記などのために確定測量の成果の交付を希望する方が一定数あるため、項目を明記しようとするものでございます。

なお、手数料については、地籍調査成果の写しの交付手数料と同額とするものであります。

以上、佐用町手数料条例の一部を改正する条例の提案の説明といたします。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第 24 号 佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 30、議案第 24 号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵辻典章君 登壇〕

町長（庵辻典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 24 号、佐用町営改良住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、下上月住宅 2 棟 4 戸のうち、1 棟 2 戸の除却に伴う管理戸数の減少により、別表中の管理戸数を改正するものでございます。

今回の改正により、下上月住宅は、1 棟 2 戸を引き続き管理・運営してまいります。

以上、ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 24 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第 25 号 佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 31、議案第 25 号、佐用町長寿祝い金及び百歳祝い金支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 25 号、佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本改正は、百歳長寿祝金の支給要件から住所地特例対象者を除くよう改めるものでございます。

改正する理由といたしましては、佐用町には、特別養護老人ホーム 4 施設、介護老人保健施設 2 施設、そして介護医療院 1 施設と、計 7 つの介護保険入所施設がありますが、これら施設の入所定員に対する入所者の割合は、現在のところ平均 92%で、空き部屋がある状況となっております。

一方で、75 歳以上人口が急増すると国では推測をいたしており、都市部等で介護保険施設などの不足が予想され、他市町村が保険者となっている者が佐用町内の施設へ入所する住所地特例の対象者の増加が見込まれるために、支給要件を見直し、支給対象者から住所地特例対象者を除くよう改めるものでございます。

以上、佐用町長寿祝金及び百歳祝金支給条例の一部を改正する条例の提案の説明とさせていただきます。

ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。
なお、本案件については、本日即決とします。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 25 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 25 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 3 時 15 分とします。

午後 0 3 時 0 2 分 休憩

午後 0 3 時 1 5 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第 32. 議案第 26 号 佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 32、議案第 26 号、佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 26 号、佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。
所有者等によって適切な管理が行われていない空家等については、地域住民の生活環境

に深刻な悪影響を及ぼしていることから、平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

そのため、現在の空家等の対策については、空家等特別措置法に則り進めてまいりました。

しかしながら、空家等が適切に管理されず倒壊などの危険な状態にあり、住民の生命等に重大な危機が切迫していても、現在の空家特措法によってのみでは、緊急時の安全措置を円滑に行うことができないなど、空家特措法及び現行の生活安全条例に基づく佐用町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱では対応できないケースがございます。そのため、空家特措法を補完する形で新たに条例を制定し、空家対策のさらなる推進を図ろうとするものでございます。

まず、第 1 条には条例制定の目的、第 3 条に当事者における解決の原則、第 4 条には町の責務、第 5 条には町民等の協力となっており、町行政、所有者、町民をはじめとする空家に関わるすべての皆さんの責務と役割を明確にしようとするものでございます。

続いて、第 6 条には緊急安全措置という緊急時に行政が当該危険な状態を回避するため必要な最低限の措置を講ずることができるとする、空家特措法には規定されていない独自規定でございます。

また、第 7 条では、これまでの空家問題は、佐用町生活安全条例に基づく「空き家除却部会」で空家問題を審議していましたが、新たに「佐用町空家等対策協議会」を設置し、さらなる空家対策の推進に努めてまいります。

最後に第 8 条では、警察などの関係機関への協力要請を定めております。

以上、議案第 26 号についての提案説明とさせていただきます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 26 号については、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

ただ今議題としています、議案第 26 号については、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第33. 議案第 27 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 33、議案第 27 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵辻町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 27 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

このたび、学校の在り方検討委員会に係る改正、町立小中学校嘱託医の報酬に係る改正及び佐用町空家等対策協議会に係る改正の 3 点の改正を予定いたしております。

学校の在り方検討委員会に係る改正につきましては、委員会を設置するに当たり、報酬の額を規定する必要があるとございますので、このたび改正をさせていただきます。報酬額の算定につきましては、学識経験者については兵庫県立総合教育センターの講師謝金支給基準に倣い 2 万円、委員については当条例のその他各種委員に倣い 5,400 円といたしております。

町立小中学校嘱託医に係る改正につきましては、佐用郡医師会との協議により、兵庫県立学校医の報酬額を 1 年遅れで適用するにいたしております。令和 6 年度に兵庫県立学校医「内科医・歯科医・耳鼻科医」の報酬額が改定されましたので、町立小中学校嘱託「内科医・歯科医・耳鼻科医」に対する年額報酬を令和 7 年度より「内科医・歯科医」22 万円から 22 万 3,000 円に、「耳鼻科医」17 万 4,000 円から 17 万 6,000 円に改定するものでございます。なお、保育園嘱託医も小中学校に準じて改定をいたします。

佐用町空家等対策協議会に係る改正につきましては、本定例議会に議案 26 号として上程をさせていただきました佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定に伴いまして、新たに、佐用町空家等対策協議会が設立されるため、この協議会の委員報酬を新たに定めるものでございます。報酬額につきましては、現行の佐用町地域安全推進協議会の空き家除却部会に倣い、委員を 5,400 円、学識経験者を 1 万 2,400 円といたしております。

以上、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案説明とさせていただきます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

- 日程第34. 議案第 28 号 令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 8 号）について
日程第35. 議案第 29 号 令和 6 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第36. 議案第 30 号 令和 6 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について
日程第37. 議案第 31 号 令和 6 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）について
日程第38. 議案第 32 号 令和 6 年度佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 4 号）について
日程第39. 議案第 33 号 令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 4 号）について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 34 に入ります。
日程第 34 から日程第 39 までについては、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 34、議案第 28 号、令和 6 年度佐用町一般会計補正予算案（第 8 号）についてから、日程第 39、議案第 33 号、令和 6 年度佐用町下水道事業会計補正予算案（第 4 号）についての 6 件を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 28 号から議案第 33 号につまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 28 号、佐用町一般会計補正予算案（第 8 号）からご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 7 億 5,948 万 9,000 円を減額し、142 億 7,271 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

町税につきましては、2,411 万 6,000 円の増額でございます。うち、町民税は 2,232 万 7,000 円の増額。軽自動車税は 178 万 9,000 円の増額で、それぞれ収入見込みによるものであります。

地方交付税につきましては、1 億 4,359 万 8,000 円の増額で、国の経済対策に伴う普通交付税の追加交付によるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 230 万 5,000 円の減額であります。

使用料及び手数料につきましては、使用料 12 万 3,000 円の減額。

国庫支出金につきましては、1 億 1,460 万 5,000 円の減額であります。うち、国庫負担金は 3,138 万 9,000 円の減額。国庫補助金は 8,321 万 6,000 円の減額で、各補助事業の精査によるものでございます。

県支出金につきましては、9,945 万 1,000 円の減額。うち、県負担金は 861 万 7,000 円の減額、県補助金は 6,392 万 5,000 円の減額、委託金は、2,690 万 9,000 円の減額でござ

います。

財産収入につきましては、333 万 7,000 円の増額で、各種基金の利子を追加計上いたしております。

寄附金につきましては、2,409 万 9,000 円の増額で、企業版ふるさと納税の実績によるものでございます。

繰入金につきましては、8,990 万 6,000 円の減額。

諸収入につきましては、945 万 1,000 円の増額でございます。うち、町預金利子は 49 万 3,000 円の増額、雑入は 895 万 8,000 円の増額でございます。

町債につきましては、6 億 5,770 万円の減額で、各事業の精査によるものでございます。

次に、歳出について、ご説明をさせていただきます。

総務費につきましては、1 億 2,515 万 6,000 円の減額。うち、総務管理費は 1 億 1,818 万 5,000 円の減額で、定額減税に伴う調整給付や、職員の業務用パソコン更新などの精査によるものでございます。徴税費は 82 万 7,000 円の減額、選挙費は 614 万 4,000 円の減額でございます。

民生費につきましては、8,782 万 2,000 円の減額。うち、社会福祉費は 3,407 万 9,000 円の減額、児童福祉費は 5,384 万 3,000 円の減額、災害救助費は 10 万円の増額でございます。

衛生費につきましては、7,251 万 8,000 円の減額。うち、保健衛生費は 1,824 万 6,000 円の減額、清掃費は 5,427 万 2,000 円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、4 億 9,873 万 5,000 円の減額で、うち、農業費は 4 億 695 万 6,000 円の減額、主に農産物加工処理施設改修事業の精査によるものでございます。林業費は 9,177 万 9,000 円の減額で、主に治山事業の精査によるものでございます。

商工費につきましては、97 万円の増額となっております。

土木費につきましては、2 億 2,828 万 8,000 円の減額でございます。うち、土木管理費は 6,544 万 8,000 円の減額、道路橋梁費は 1 億 6,384 万円の減額で、主に道路・橋梁維持事業の精査によるものでございます。河川費は 100 万円の増額となっております。

消防費につきましては、2,029 万 5,000 円の減額。

教育費につきましては、1 億 520 万 3,000 円の減額でございます。うち、教育総務費は 155 万 5,000 円の減額、小学校費は 406 万 3,000 円の減額、中学校費は 2,015 万 7,000 円の減額でございます。社会教育費は 6,562 万 2,000 円の減額で、主に上月文化会館除却工事の精査によるものでございます。保健体育費は 1,380 万 6,000 円の減額でございます。

公債費につきましては、2 億 41 万 9,000 円の増額で、繰上償還の財源として、元金を増額いたしております。

諸支出金につきましては、1 億 7,713 万 9,000 円の増額でございます。うち、公営企業費は 4,770 万円の減額で、一方、基金費は 2 億 2,490 万 9,000 円の増額で、令和 6 年度の農産物加工処理施設改修事業に対する借入金の償還財源として、減債基金に 2 億 2,596 万円を任意積立いたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正により、説明をさせていただきます。

物価高騰重点支援給付金給付事業 1,800 万円、観光駐車場整備事業 7,878 万円、道の駅宿場町ひらふく改修事業 8,965 万円、西はりま消防組合車両購入事業 884 万 1,000 円、佐用消防署改修事業 500 万円、それぞれの事業につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

最後に、地方債の変更ににつきまして、第 3 表、地方債補正によって、説明をさせていただきます。

地方債の変更は、介護予防拠点施設整備事業におきまして、追加認定により、限度額を600万円に改めます。

観光関連施設整備事業は、道の駅宿場町ひらふく改修工事及び観光駐車場整備工事の事業費の精査によって、限度額を1億9,020万円に改めております。

河川整備事業は、事業費の精査によって、限度額を1,200万円に改めます。

以上、一般会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第29号、令和6年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）について、説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、4万2,000円を追加し、20億8,870万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金229万円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の実績見込みによるものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入1万4,000円の増額。

繰入金につきましては、226万2,000円の減額でございます。うち、他会計繰入金が855万8,000円の減額、基金繰入金が629万6,000円の増額でございます。

次に、歳出について、ご説明をさせていただきます。

保健事業費につきましては、2万8,000円の増額で、特定健診未受診者勧奨等業務の単価変更に伴うものでございます。

基金積立金は、1万4,000円の増額となっております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第30号、令和6年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、1,037万8,000円を減額し、3億6,031万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明させていただきますが、県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金108万2,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、他会計繰入金1,146万円の減額でございます。

次に、歳出であります。保健事業費につきましては、7,000円の減額。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1,037万1,000円の減額で、事業精査によるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第31号、令和6年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第4号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から、1億4,084万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ28億8,571万7,000円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。保険料につきましては、介護保険料722万4,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、5,390万5,000円の減額。うち、国庫負担金は962万4,000円の減額で、介護給付費負担分の概算交付額の実績見込みによるものでございます。国庫補助金は4,428万1,000円の減額で、主に調整交付金の実績見込みでございます。

支払基金交付金につきましては、4,190万円の減額。

県支出金につきましては、1,908万3,000円の減額でございます。うち、県負担金は1,935万7,000円の減額。県補助金は27万4,000円の増額で、いずれも介護給付の実績見込みに基づくものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 8 万 7,000 円の増額であります。

繰入金につきましては、1,833 万 4,000 円の減額であります。うち、一般会計繰入金は 2,498 万円の減額、基金繰入金は 664 万 6,000 円の増額でございます。

諸収入につきましては、雑入 48 万 9,000 円の減額でございます。

次に、歳出であります。総務費につきましては、1,455 万円の減額であります。うち、総務管理費は 1,195 万 2,000 円の減額、介護認定審査会費は 259 万 8,000 円の減額で、実績見込みに基づくものでございます。

保険給付費につきましては、1 億 1,944 万 6,000 円の減額でございます。うち、介護サービス諸費は 1 億 1,821 万 4,000 円の減額。介護予防サービス諸費は 26 万 5,000 円の減額。高額介護サービス費は 351 万 5,000 円の増額。特定入所者介護サービス費は 448 万 2,000 円の減額で、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、1,013 万 8,000 円の減額でございます。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は 840 万円の減額。一般介護予防事業費は 169 万 8,000 円の減額で、地域支援事業費の実績見込みに基づくものでございます。

基金積立金につきましては、8 万 7,000 円の増額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金 319 万 9,000 円の増額となっております。

以上で、介護保険特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 32 号、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、簡易水道事業収益の第 1 項、営業収益を 415 万円増額、第 2 項、営業外収益を 842 万円増額し、下水道事業収益の総額を…んっ、ちょっとともい…、ちょっと、時間ください。

議長（千種和英君） 暫時休憩します。

午後 0 3 時 3 9 分 休憩

午後 0 3 時 4 0 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、再開します。

町長（庵逄典章君） 再開させていただきます。

それでは、もとに戻りまして、第 2 条の収益的収入及び支出において、収入の第 1 款、簡易水道事業収益の第 1 項、営業収益を 415 万円増額、第 2 項、営業外収益を 842 万円増額し、簡易水道事業収益の総額を 7 億 3,672 万 4,000 円に改めるものでございます。

支出の第 2 款、簡易水道事業費用の第 1 項、営業費用を 2,864 万 3,000 円減額し、第 2 項、営業外費用を 363 万 1,000 円減額し、簡易水道事業費用の総額を 7 億 7,299 万円に改めるものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出について、説明させていただきます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及び過年度分損益勘定内部留保資金を 4 億 6,425 万 8,000 円に改めます。

収入の第 3 款、資本的収入の第 1 項、企業債を 8,920 万円減額、第 9 項、他会計補助金を 36 万 3,000 円減額し、資本的収入の総額を 7 億 3,345 万 1,000 円に改めるものでございます。

支出の第4款、資本的支出の第1項、建設改良費を7,093万9,000円減額、第9項、投資有価証券購入費を1億円減額し、資本的支出の総額を11億9,770万9,000円に改めるものでございます。

次に、予算書2ページをご覧ください。

第4条の企業債を説明させていただきます。

先ほどの資本的収入で説明をいたしましたとおり、8,920万円の減額で、簡易水道事業債を4億9,270万円に改めるものであります。

次に、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費を説明させていただきます。これは、報酬を皆減するものでございます。

次に、第6条の他会計からの補助金を説明いたします。

高料金対策分を2,569万3,000円、基礎年金拠出金を97万5,000円、起債償還利子分を3,282万円、建設改良費に関するものを1,973万9,000円に改めるものでございます。

以上で、佐用町簡易水道事業会計補正予算案（第4号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第33号、佐用町下水道事業会計補正予算案（第4号）についての提案のご説明を申し上げます。

予算書1ページ、第2条の収益的収入及び支出において、収入の第1款、下水道事業収益の第1項、営業収益を422万9,000円減額、第2項、営業外収益を1,353万6,000円減額、第3項、特別利益を3万円増額し、下水道事業収益の総額を12億7,162万5,000円に改めるものでございます。

支出の第2款、下水道事業費用の第1項、営業費用を1,078万2,000円減額、第2項、営業外費用を60万8,000円増額、第3項、特別損失を63万9,000円増額し、下水道事業費用の総額を10億7,820万円に改めるものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出についての説明をさせていただきます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を9億9,654万2,000円、引継現金を8億6,863万8,000円、当年度損益勘定留保資金を1億2,709万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額を81万4,000円で補てんするものとするに改めるものでございます。

次に、予算書2ページ、第3条、資本的収入及び支出において、収入の第3款、資本的収入の第1項、企業債を1,460万円減額、第3項、他会計出資金を1億838万8,000円増額、第9項、他会計補助金を1億900万1,000円減額し、資本的収入の総額を3億3,506万6,000円に改めるものでございます。

支出の第4款、資本的支出の第1項、建設改良費を2,614万2,000円減額、第3項、企業債償還金を233万1,000円減額、第9項、投資有価証券購入費を2億円減額し、資本的支出の総額を13億3,160万8,000円に改めるものでございます。

次に、第4条の企業債を説明させていただきます。

先ほどの資本的収入でご説明いたしましたとおり、1,460万円の減額で、下水道事業債を1億1,050万円に改めるものでございます。

次に、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費を説明いたしますが、職員給与費を17万6,000円増額し、5,926万9,000円に改めるものでございます。また、報酬を皆減いたしております。

次に、第6条の他会計からの補助金を説明いたします。8億3,784万3,000円を7億1,492万4,000円に改めるものでございます。

以上で、佐用町下水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

議案第28号から議案第33号までの補正予算について、順次、提案説明をさせていただきます。

きましたが、それぞれ、ご審議をいただき、ご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（千種和英君） ただ今議題としています、議案第 28 号から議案第 33 号までの 6 件については、3 月 19 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

日程第 40.	議案第 34 号	令和 7 年度佐用町一般会計予算案について
日程第 41.	議案第 35 号	令和 7 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について
日程第 42.	議案第 36 号	令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について
日程第 43.	議案第 37 号	令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について
日程第 44.	議案第 38 号	令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算案について
日程第 45.	議案第 39 号	令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について
日程第 46.	議案第 40 号	令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について
日程第 47.	議案第 41 号	令和 7 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について
日程第 48.	議案第 42 号	令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について
日程第 49.	議案第 43 号	令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 40 に入ります。
日程第 40 から日程第 49 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 40、議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 49、議案第 43 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案についてまでの 10 件を一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、ただ今から令和 7 年度の佐用町一般会計並びに各特別会計予算につきまして、提案の説明をさせていただきます。一括上程をいただきましたので、順次、一括して、ご説明申し上げます。

非常に、長い説明になりますけれども、しばらく時間をいただき、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計予算案であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 130 億 272 万 6,000 円でございます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

町税につきましては、町民税をはじめとする 5 つの項の合計で 20 億 2,651 万 8,000 円を計上いたしております。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、交付実績及び、総務省から示された令和7年度地方財政対策に基づき数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税をはじめとする3つの項の合計で2億461万9,000円を計上いたしております。

利子割交付金は、179万円。

配当割交付金は、1,586万3,000円。

株式譲渡所得割交付金は、4,139万1,000円。

法人事業税交付金は、4,001万2,000円。

地方消費税交付金は、3億7,561万7,000円。

ゴルフ場利用税交付金は、4,293万7,000円。

環境性能割交付金は、4,207万3,000円。

地方特例交付金は、770万1,000円でございます。

地方交付税につきましては、59億5,760万4,000円で、うち、普通交付税54億5,760万4,000円、特別交付税5億円でございます。

交通安全対策特別交付金は、250万円。

分担金及び負担金につきましては、分担金・負担金の合計で4,296万6,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、使用料・手数料の合計で2億1,121万9,000円を計上しております。

国庫支出金につきましては、国庫負担金をはじめとする3つの項の合計で8億7,999万5,000円を計上しております。

県支出金につきましては、県負担金をはじめとする3つの項の合計で10億4,290万1,000円を計上しております。

財産収入につきましては、財産運用収入・財産売却収入の合計で7,200万3,000円を計上しております。

寄附金につきましては、2,000万2,000円としております。

繰入金につきましては、特別会計繰入金及び基金繰入金の合計で3億6,445万円を計上いたしております。

繰越金につきましては、1,000円の名目予算であります。

諸収入につきましては、延滞金加算金及び過料をはじめとする5つの項の合計で4億3,086万4,000円を計上いたしております。

町債につきましては、11億7,970万円でございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

まず、議会費につきましては、1億1,605万9,000円でございます。

総務費につきましては、21億2,981万7,000円を計上しております。うち、総務管理費は18億4,828万5,000円で、電子計算費において、業務システムの標準化や公開型GIS導入のため、電算システム設定委託料4億2,061万1,000円などを計上いたしております。徴税費は1億4,730万5,000円。戸籍住民登録費は8,103万8,000円。選挙費は3,417万6,000円で、参議院選挙及び町長選挙費用を計上いたしております。統計調査費は1,807万5,000円。監査委員費は93万8,000円でございます。

民生費につきましては、33億3,961万1,000円を計上しております。うち、社会福祉費は23億1,704万3,000円で、町社会福祉協議会助成金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金1億6,523万6,000円、介護保険特別会計繰出金4億8,762万5,000円、障害福祉サービス費5億7,806万4,000円などがございます。

児童福祉費は、10億1,592万1,000円で、保育園の運営費5億7,780万1,000円、児童

手当 2 億 5,020 万円などがございます。国民年金事務取扱費は 654 万 7,000 円。災害救助費は 10 万円でございます。

衛生費につきましては、7 億 165 万 4,000 円を計上しております。うち、保健衛生費は、2 億 7,322 万 6,000 円で、救急医療等確保対策助成金 750 万円、郡病院群輪番制運営事業補助金 2,457 万 5,000 円、予防接種委託料 7,278 万 8,000 円などがございます。清掃費は 4 億 2,842 万 8,000 円で、にしはりま環境事務組合負担金などがございます。

農林水産業費につきましては、12 億 5,371 万 6,000 円を計上しております。うち、農業費は 10 億 2,111 万 1,000 円で、農業の担い手確保補助金 4,170 万円、地籍調査にかかる測量調査設計委託料 3 億 8,436 万 8,000 円、町単独土地改良事業補助金 2,500 万円、多面的機能支払事業負担金 8,730 万 8,000 円などがございます。林業費は 2 億 3,260 万 5,000 円で、町有林化促進事業にかかる土地購入費 1 億円、町単独造林事業補助金 2,500 万円などがございます。

商工費につきましては、2 億 3,511 万円で、町商工会助成金 2,545 万円、新規企業・創業支援事業補助金 850 万円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金 4,832 万 4,000 円などがございます。

土木費につきましては、8 億 6,390 万 6,000 円を計上しております。うち、土木管理費は、1 億 4,326 万 8,000 円で、急傾斜地崩壊対策事業負担金 8,665 万円などがございます。道路橋梁費は 5 億 9,492 万 5,000 円で、道路維持に 2 億 6,175 万 4,000 円、道路新設改良に 2,143 万円などがございます。河川費は 4,752 万円。都市計画費は、1,073 万 3,000 円でございます。住宅費は 6,746 万円を計上いたしております。

消防費につきましては、6 億 1,505 万 1,000 円で、西はりま消防組合負担金などがございます。

教育費につきましては、15 億 1,840 万 1,000 円を計上。うち、教育総務費は 2 億 6,479 万 3,000 円。小学校費は 1 億 5,184 万 6,000 円。中学校費は 1 億 6,589 万 6,000 円。社会教育費は 3 億 983 万 6,000 円でございます。保健体育費は 6 億 2,603 万円で、町民プールの大規模改修工事費として 2 億 6,412 万 2,000 円を計上いたしております。

公債費につきましては、11 億 962 万 7,000 円で、元金償還金は 10 億 6,063 万 7,000 円、利子償還金は 4,898 万円でございます。

諸支出金につきましては、11 億 977 万 4,000 円を計上。うち、公営企業費は 10 億 8,710 万 3,000 円で、簡易水道事業会計、並びに下水道事業会計への繰出金でございます。基金費は 2,267 万 1,000 円で、一般会計の各種基金積立金でございます。

予備費につきましては、1,000 万円を計上いたしております。

続きまして、予算第 2 条、債務負担行為につきまして、第 2 表の債務負担行為によりまして、ご説明させていただきます。

地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるもので、人事給与システム改修事業につきまして、令和 8 年度に 200 万円を計上いたしております。

次に、予算第 3 条、地方債につきましては、第 3 表の地方債のとおりでございます。

各事業の財源として、総額で 11 億 7,970 万円を計上し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法などを定めているものでございます。

続きまして、議案の第 4 条、一時借入金につきまして、ご説明をさせていただきます。

地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 30 億円と定めるものでございます。

最後に、議案の第 5 条、歳出予算の流用について、ご説明させていただきます。地方自治法第 220 条第 2 項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 5 条第 1 項第 1 号に規定する人件費と定めております。

以上で、令和7年度一般会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第35号、令和7年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、8,648万3,000円でございます。

まず、歳入であります。財産収入につきましては、財産運用収入8,648万2,000円で、町有地であります申山及び秀谷発電所の用地を佐用・IDEC有限責任事業組合へ貸し付けておりますので、その用地賃貸料の合計が1,148万2,000円、また、組合への出資に対する配当金として7,500万円を予定いたしております。なお、配当金につきましては、佐用町およびIDEC社から組合への貸付金の返済が終了したことにより5,000万円の増額となっております。

繰越金につきましては、1,000円でございます。

次に、歳出でございます。諸支出金につきましては、一般会計へ8,648万2,000円を繰り出したします。

予備費につきましては、1,000円の名目予算になっております。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第36号、令和7年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、19億8,230万9,000円でございます。

まず、歳入であります。国民健康保険税につきましては、2億8,922万円でございます。うち、一般被保険者国民健康保険税は2億8,915万2,000円、退職被保険者国民健康保険税は6万8,000円でございます。

一部負担金につきましては、2,000円。

使用料及び手数料につきましては、手数料15万円でございます。

県支出金につきましては、県補助金15億1,635万3,000円でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入14万円でございます。

繰入金につきましては、1億7,488万8,000円を計上しております。うち、他会計繰入金として、一般会計から1億6,523万6,000円を繰り入れております。基金繰入金は965万2,000円でございます。

繰越金につきましては、1,000円の名目予算でございます。

諸収入につきましては、155万5,000円を計上。うち、延滞金、加算金及び過料は105万円、受託事業収入は1,000円、雑入は50万4,000円でございます。

次に、歳出についてであります。総務費につきましては、3,140万6,000円を計上。うち、総務管理費は2,926万円、徴税費は192万8,000円、運営協議会費は21万8,000円でございます。

保険給付費につきましては、14億6,134万7,000円を計上。うち、療養諸費は12億3,351万円、高額療養費は2億2,020万円、移送費は1万円、出産育児諸費は500万3,000円、葬祭諸費は240万円、結核医療付加金は2万4,000円、傷病手当金は20万円でございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、4億6,334万6,000円を計上しております。うち、療養給付費分は3億2,967万4,000円、後期高齢者支援金等分は1億410万7,000円、介護納付金分は2,956万5,000円でございます。

保健事業費につきましては、1,177万円を計上。うち、特定健康診査等事業費は1,000万8,000円、保健事業費は176万2,000円でございます。

基金積立金につきましては、14万円。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金430万円。

予備費は、1,000 万円でございます。

次に、予算第 2 条の一時借入金につきまして、説明させていただきますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を 3,000 万円と定めるものでございます。

最後に、予算第 3 条、歳出予算の流用についてであります。地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第 3 条第 1 号にて保険給付費と定めるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 37 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案についての、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、3 億 7,363 万 6,000 円でございます。

まず、歳入であります。後期高齢者医療保険料につきましては、2 億 5,713 万 1,000 円でございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 1,000 円。

県広域連合支出金につきましては、県広域連合補助金 226 万 3,000 円でございます。

寄附金につきましては、1,000 円の名目予算でございます。

繰入金につきましては、一般会計から 1 億 607 万 1,000 円を繰り入れております。

繰越金につきましては、685 万 4,000 円でございます。

諸収入につきましては、131 万 5,000 円を計上しております。うち、延滞金、加算金及び過料 10 万 3,000 円、償還金及び還付加算金は 121 万円、雑入は 2,000 円でございます。

次に、歳出についてであります。総務費につきましては、総務管理費 879 万 5,000 円であります。

保健事業費につきましては、392 万 2,000 円。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料や運営事務費等の負担金として 3 億 5,959 万 8,000 円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、122 万 1,000 円の計上。うち、償還金及び還付加算金は 122 万円、繰出金は 1,000 円でございます。

予備費につきましては、10 万円でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきまして説明をさせていただきますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 38 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、29 億 7,907 万 1,000 円、サービス事業勘定は、413 万 9,000 円と定めております。

まず、事業勘定の歳入から説明させていただきますが、保険料につきましては、介護保険料として 5 億 905 万 2,000 円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、負担金 1,000 円の名目予算。

また、使用料及び手数料につきましても、1,000 円の計上であります。

国庫支出金につきましては、7 億 5,227 万 7,000 円を計上。うち、国庫負担金は 4 億 8,636 万 2,000 円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金は 2 億 6,591 万 5,000 円で、介護給付費に係る調整交付金などがございます。

支払基金交付金につきましては、7 億 6,243 万 2,000 円。

県支出金につきましては、4 億 2,950 万 9,000 円を計上しております。うち、県負担金

は4億1,379万4,000円。県補助金は1,571万5,000円でございます。

財産収入につきましては、財産運用収入19万3,000円。

繰入金につきましては、5億2,460万9,000円を計上。うち、一般会計繰入金は4億8,762万5,000円、基金繰入金は3,698万4,000円でございます。

繰越金につきましては、1,000円の計上。

諸収入につきましては、99万6,000円を計上し、うち、延滞金、加算金及び過料は2,000円。雑入は99万4,000円でございます。

続いて、歳出でございますが、総務費につきましては、1億2,662万円を計上。うち、総務管理費は1億1,414万5,000円。介護認定審査会費は1,148万8,000円。運営協議会費は19万5,000円。地域支援事業費は79万2,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、27億6,971万2,000円を計上しております。うち、介護サービス諸費は24億8,988万1,000円で、介護サービスに係る保険給付費でございます。介護予防サービス諸費は1億3,441万5,000円。その他諸費は198万円。高額介護サービス費は5,682万8,000円。特定入所者介護サービス費は7,745万8,000円で、保険給付対象外の居住費・食費に係る負担、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス費は915万円でございます。

地域支援事業費につきましては、7,873万4,000円を計上しております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費は4,947万8,000円。一般介護予防事業費は748万6,000円で、頭と体の健康教室、いきいき百歳体操の事業費が主なものとなっております。包括的支援事業費は962万3,000円。任意事業費は1,199万1,000円。その他諸費は15万6,000円でございます。

基金積立金につきましては、19万3,000円を計上しております。

諸支出金につきましては、81万2,000円を計上し、うち、償還金及び還付加算金は81万1,000円、繰出金は1,000円でございます。

予備費につきましては、300万円を計上しております。

続いて、サービス事業勘定について説明させていただきますが、まず、歳入であります。

サービス収入につきましては、413万9千円を計上し、うち、予防給付費収入は346万1,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入は67万8,000円でございます。

続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、12万円を計上し、うち、居宅サービス事業費は6万円。介護予防・日常生活支援総合事業費は6万円でございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金401万9,000円を計上しております。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして、説明させていただきますが、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、事業勘定、サービス事業勘定ともに、3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用につきましてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費として、予算第3条第1項第1号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第39号、令和7年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、1億2,212万1,000円でございます。

まず、歳入であります。使用料及び手数料につきましては、使用料605万5,000円で、町立野外活動センターの使用料収入を計上いたしております。

財産収入につきましては、財産運用収入4万9,000円で、整備基金預金利子でございま

す。

繰入金につきましては、一般会計から 2,032 万 4,000 円を繰り入れております。

繰越金につきましては、1,000 円の計上。

諸収入につきましては、雑入 9,569 万 2,000 円で、天文台公園運営委託金が主なものでございます。

次に、歳出についてであります。教育費につきましては、社会教育費 1 億 2,177 万 1,000 円で、人件費をはじめ、野外活動センター及び天文台公園の運営費を計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費 5 万円。

予備費につきましては、30 万円を計上しております。

次に、予算第 2 条、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の最高額を、1,000 万円と定めております。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 40 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ 1 億 3,375 万 2,000 円でございます。

まず、歳入であります。笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 8,538 万 7,000 円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計から 4,832 万 4,000 円を繰り入れております。

繰越金につきましては、1,000 円であります。

諸収入につきましては、雑入 4 万円でございます。

次に、歳出であります。笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費 1 億 3,375 万 2,000 円でございます。

次に、予算第 2 条、一時借入金につきましてのご説明を申し上げます。

地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を、1,000 万円と定めております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 41 号、令和 7 年度佐用町石井財産区特別会計予算案についての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 742 万 5,000 円といたしております。

まず、歳入であります。繰越金につきましては、742 万 3,000 円。

諸収入につきましては、2,000 円で、町預金利子、雑入それぞれ 1,000 円でございます。

次に、歳出であります。総務費につきましては、総務管理費 91 万 5,000 円。

予備費につきましては、651 万円を計上いたしております。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 42 号、令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計予算案につきまして、提案のご説明を申し上げます。

予算書 1 ページをご覧ください。

第 2 条、業務の予定量でございます。給水戸数 6,782 戸、年間総給水量 273 万 9,446 立米、一日平均給水量 7,505 立米、受託工事 2 か所を予定いたしております。主要な建設改良事業は、水道管布設替工事、道路改良に伴う水道管移設工事、老朽機器更新工事でございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、簡易水道事業収益におきまして、7 億 3,466 万 5,000 円で、第 1 項、営業収益は 4 億 5,181 万 2,000 円、水道料金、消火栓維持管理負担金等でございます。

第2項、営業外収益は2億8,284万円で、一般会計補助金、長期前受金戻入、新規加入金等でございます。

第3項、特別利益として1万3,000円を見込んでおります。

支出の第2款、簡易水道事業費用におきまして、8億1,147万6,000円で、第1項、営業費用は7億6,707万円で、水道施設維持管理業務委託、電気料及び薬品費等の経常経費、修繕費、減価償却費等でございます。

第2項、営業外費用は4,405万2,000円で、企業債借入金利息等でございます。

特別損失は25万4,000円でございます。

予備費は10万円を予定いたしております。

次に、予算書2ページ、第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第3款、資本的収入におきまして、6億7,166万3,000円、第1項、企業債は4億1,620万円、第3項、他会計出資金は1億2,949万2,000円で、企業債元金償還分でございます。

他会計負担金は300万円で、消火栓工事等に係るもので一般会計からの負担金でございます。

第9項、他会計補助金は2,297万円で、建設改良工事にかかる一般会計からの補助金でございます。

工事負担金1,000円の名目の計上。

投資有価証券償還受入金は1億円を予定いたしております。

支出の第4款、資本的支出におきまして、8億1,270万円で、第1項、建設改良費は4億5,371万4,000円で、水道施設工事、水道管布設工事、ポンプ更新工事等でございます。

第3項、企業債償還金2億5,898万6,000円。

投資有価証券購入に1億円を予定いたしております。

収入不足額1億4,103万円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填をする予定といたしております。

第5条の企業債借入金につきましては、簡易水道事業債借入限度額を4億1,350万円、公営企業適用債借入限度額を270万円、それぞれ利率を3%以内と定めております。

次に、予算書3ページをご覧ください。

第6条、一時借入金につきましては、当該年度中の借入限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる費用を定めるものでございます。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの高料金対策分5,342万3,000円、児童手当分24万円、基礎年金拠出金97万5,000円、起債利子補助分3,926万2,000円、建設改良に関するもの2,297万円と定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を1,642万7,000円と定めるものがあります。

内容の詳細につきましては、4ページからの水道事業会計の当初予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付をいたしておりますので、御清覧いただきたいと存じます。

以上で、簡易水道事業会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第43号、令和7年度佐用町下水道事業会計予算案につきまして、提案をご説明を申し上げます。

予算書1ページ、第2条、業務の予定量でございますが、処理件数6,400件、年間総処

理量 169 万 9,200 立米、一日当たりの平均処理量 4,655 立米、主要な建設改良事業は、下水道管布設工事、マンホールポンプ場改築工事、電気計装機器・ポンプ更新工事でございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 1 款、下水道事業収益におきまして、12 億 9,889 万 3,000 円で、第 1 項、営業収益は 3 億 2,678 万 6,000 円で、下水道料金、雨水処理負担金等でございます。

第 2 項の営業外収益は 9 億 7,210 万 6,000 円で、一般会計繰入金、長期前受金戻入等でございます。

特別利益といたしまして 1,000 円の名目予算を計上しております。

支出の第 2 款、下水道事業費用におきまして、11 億 824 万 2,000 円で、第 1 項、営業費用は 10 億 3,193 万 3,000 円、下水道施設維持管理業務委託、浄化槽管理委託、電気、修繕費等でございます。

営業外費用は 7,422 万 4,000 円で、企業債借入金利息、消費税等でございます。

第 3 項、特別損失は 188 万 5,000 円で賞与引当金等でございます。

予備費は 20 万円を計上いたしております。

次に、予算書 2 ページ、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第 3 款、資本的収入におきまして、4 億 1,477 万 5,000 円で、第 1 項、企業債は 1 億 5,090 万円、第 9 項、他会計補助金は 1 億 2,489 万 9,000 円で一般会計補助金でございます。

第 13 項の国庫補助金は 1 億 3,700 万円、第 17 項、加入金は 157 万 5,000 円、第 19 項、工事負担金は 40 万円、第 21 項の補償金は 1,000 円を計上いたしております。

支出の第 4 款、資本的支出におきまして、10 億 8,749 万 9,000 円で、第 1 項、建設改良費は 3 億 4,409 万 4,000 円で、久崎浄化センター機械・電気設備改築設計業務委託、上月処理区下水道管布設工事、マンホールポンプ場改築工事等でございます。

第 3 項の企業債償還金は 5 億 4,340 万 5,000 円を予定いたしております。

第 9 項、投資有価証券購入に 2 億円を予定いたしております。

収入不足額 6 億 7,272 万 4,000 円は、損益勘定内部留保資金及び利益剰余金で補填する予定といたしております。

第 5 条、企業債につきましては、下水道事業債借入限度額を 1 億 4,700 万円、公営企業適用債借入限度額を 390 万円、それぞれ利率を 3 % 以内というふうに定めております。

第 6 条、一時借入金につきましては、当該年度中の借入限度額を 1 億円と定めるものでございます。

次に、予算書 3 ページ、第 7 条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる費用を定めるものであります。

第 8 条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第 9 条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの 8 億 3,249 万 9,000 円と定めるものであります。

第 10 条につきましては、利益剰余金を減債基金で処分すると定めるものであります。

内容の詳細につきましては、4 ページからの下水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定開始貸借対照表等を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で、下水道事業会計予算案の提案の説明とさせていただきます。

非常に長くなりましたけれども、以上で、議案第 34 号から議案第 43 号まで、来年度、令和 7 年度の当初予算につきまして、それぞれ、概要を説明をさせていただきました。また、十分にご審議をいただきまして、ご承認賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、

提案の説明を終わらせていただきます。長時間、ありがとうございました。

議長（千種和英君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題としています議案第 34 号から議案第 43 号までについては、令和 7 年度佐用町一般会計及び各特別会計予算、公営企業会計予算に関する案件であります。

これらの案件に関しましては、日程第 51 で、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号から議案第 43 号までの 10 件については、予算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第 50. 同意第 1 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（千種和英君） 続いて、日程第 50、同意第 1 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵逄町長。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今日、最後の提案となります同意第 1 号、佐用町監査委員の選任につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件は、識見監査委員、中井幹夫（なかい みきお）氏の任期が本年 3 月 31 日をもって満了するため、引き続き、識見監査委員として選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間でございます。

なお、経歴等につきましては裏面のとおりであり、現在も監査委員として、ご活躍をいただいておりますので、十分、識見を有する適任者であることは、皆さん、ご存じのとおりでございます。

ご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

これより同意第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第 1 号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第 1 号は、同意することに決定しました。

日程第 51. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 51、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。令和 7 年度佐用町一般会計、各特別会計及び公営企業会計の予算審議のため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第 52. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 52、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。

特別委員会委員委員長及び副委員長は、佐用町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、「委員会において互選する。」となっております。

先の全員協議会において、既に協議され、決定されていますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会、予算特別委員会委員長、小林裕和議員。副委員長、大村 隼議員。以上の両議員が選任されましたので報告します。

日程第 53. 委員会付託について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 53、委員会付託についてであります。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 4 時 3 7 分 休憩

午後 0 4 時 3 9 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

議長（千種和英君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。
お諮りします。委員会等開催のため、明日3月5日から11日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
次の本会議は、3月12日水曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知おきくださるようお願いします。
最後に、予算特別委員会委員長から挨拶があります。小林裕和委員長、大村 隼副委員長、よろしくお願いします。

予算特別委委員長（小林裕和君） 先ほど、予算特別委員会が設置されました。その中で、今議会の重要な案件であります令和7年度の一般会計、また、7つの特別会計、2つの事業会計の予算案について審議をしております。私と大村議員で審議をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

本日、施政方針で、町長のほうから、令和7年度の方針が示されました。合併20年を記念しての事業が盛りだくさんです。ほかに、一般会計の130億からの多額の予算があります。慎重に審議をしていただき、十分な結論をいただけるよう、また、議事がスムーズに進行するように、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

明日、明後日、予算特別委員会、朝9時からですので、時間を間違えないように、参集していただきたいと思います。

我々2人頑張っておりますので、よろしくお願いします。

議長（千種和英君） 本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後04時41分 散会
